

平成16年度第2回杉並区外部評価委員会次第

平成16年10月29日午後3時30分

西棟4階第1委員会室

1 開 会

(1) 会長選出

(2) 職員紹介

2 議 事

(1) 平成15年度入札及び契約に関する外部評価について

(2) 平成16年度個別外部監査の結果に関する報告について

(3) 今後のスケジュールについて

3 閉 会

平成 16 年度第 2 回外部評価委員会（入札監視委員会）

配布資料一覧

- 資料 1 杉並区外部評価委員会事務取扱要領
- 資料 2 杉並区の入札・契約制度の改革
- 資料 3 23 区における入札・契約制度
- 資料 4 工事及び委託契約における落札率の推移
- 資料 5 平成 15 年度指名停止状況一覧
- 資料 6 業種別業者登録一覧
- 資料 7 審議対象案件関係資料
- 資料 8 平成 16 年度杉並区個別外部監査報告書（概要版）
- 資料 9 平成 16 年度杉並区個別外部監査報告書

杉並区外部評価委員会事務取扱要領

平成14年9月11日
杉政経発第480号

第1 総 則

(目的)

第1条 この要領は、杉並区外部評価委員会設置要綱(平成14年9月6日杉政企発第77号)(以下「要綱」という。))第2条第4号及び第5号に係る杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)の運営及び取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(守秘義務)

第2条 委員は、要綱第2条第4号及び第5号に掲げる事項に関して、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審議の議決)

第3条 要綱第2条第4号及び第5号に掲げる事項に関しての議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第2 定例審議

(定例審議の開催)

第4条 委員会は、要綱第2条第4号に掲げる事務について、原則として毎年度1回定例審議を開催するものとする。

(審議対象案件)

第5条 審議の対象は、区が締結した予定価格が130万円以上の工事発注案件及び50万円以上の委託案件とする。

(提出資料)

第6条 区長は、前年度1年間に発注した工事及び委託の一覧を委員会に提出し、委員会はこれに基づき契約状況等について審議する。

(提出資料の内容等)

第7条 前条の発注した工事及び委託の一覧は、入札方式別に、件名、業種、入札参加者数、工期等及び契約金額を記載(第1号様式)したものとする。

2 前項に掲げる資料は、定例審議開催日の概ね1箇月前までに委員会に提出する。

(審議対象案件の抽出)

第8条 委員会は、審議の対象となる案件を、発注工事及び委託一覧の中から入札方式別に抽出するものとする。

2 提出された案件（第2号様式）の説明は、政策経営部経理課が行う。

（審議）

第9条 委員会は、抽出案件に係る競争入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等の適否について審議するものとする。

（報告事項）

第10条 区長は、前年度1年間の指名停止の状況（第3号様式）を委員会に報告するものとする。

2 前項の報告は、定例審議の中で行うものとする。

（審議内容の公表）

第11条 委員会は、審議終了後、その概要（第4号様式）を公表するものとする。

第3 苦情処理審議

（苦情処理審議の開催）

第12条 委員会は、要綱第2条第5号に掲げる事務について、区長の依頼に基づき苦情処理審議を開催するものとする。

（苦情処理審議の運営）

第13条 委員会は、苦情処理案件について、第三者機関として公正中立の立場から審議し、必要に応じて苦情申立者及び当該契約事務担当者の説明を求めることができるものとする。

2 苦情の対象となっている契約案件に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情に係る審議に加わることはできない。

（意見書の作成）

第14条 委員会は、苦情処理審議を終えたときには意見書を作成し、審議依頼のあった日から概ね50日以内に区長に報告を行うこととする。

第4 苦情処理手続

（苦情の申立て）

第15条 区が発注した工事請負契約又は委託契約案件について、入札や契約等の過程及び契約の内容並びに工事成績評定に係る情報を公表した結果、その入札及び契約等の利害関係者のうち情報の公表内容を不服とする者（以下「申立者」という。）は、苦情申立てができるものとする。

2 この要領において、利害関係者及び苦情申立ての範囲は別表に定めるとおりとする。

（適用対象案件）

第16条 適用対象となる案件は、予定価格が130万円以上の工事発注案件及び50万円

以上の委託案件とする。

(苦情申立ての方法)

第 17 条 申立者は、以下に掲げる期間内に契約事務担当者等に説明を求め、その説明に不服がある場合、申立書 (第 5 号様式) により政策経営部経理課長 (以下「課長」という。) に苦情申立てを行うことができるものとする。

(1) 別表の のア及び のイの (ア) に掲げる苦情にあつては、申立者が入札参加資格がないとの通知を受理した日の翌日から起算して 10 日以内 (期間の末日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日と、土曜日、日曜日、年末年始 (12 月 29 日から同月 31 日まで、1 月 2 日及び同月 3 日) に当たるときは、期間はその翌日に満了する。以下同じ。) 。

(2) 別表の のイの (イ) に掲げる苦情にあつては、区が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 10 日以内。

(3) 別表の のウ及び に掲げる苦情にあつては、契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者が、その旨の通知を受理した日の翌日から起算して 10 日以内。

(4) 別表の に掲げる苦情にあつては、利害関係者が工事成績評定の通知を受理した日の翌日から起算して 10 日以内。

(苦情処理の事前審査)

第 18 条 申立書を受理した課長は、苦情申立てについて事前審査を行うものとする。

2 課長は、苦情申立ての回答書 (第 6 号様式) 案、申立書及び関係資料等並びに所管課の意見を聴取して、審査決定するものとする。

(事前審査結果の回答)

第 19 条 事前審査の結果は、申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に回答書により申立者に回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に上る等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第 20 条 課長は、次の場合に苦情申立てを却下することができる。

(1) 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われた場合

(2) 苦情申立て事由又は内容が当該入札・契約等と無関係と認められる場合

(3) 苦情申立ての資格が客観的かつ明白に適格を欠くと認められる場合

(4) その他、苦情申立てに合理的な理由がないと認められる場合

2 苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に回答書により行うものとする。

(委員会への付議)

第 21 条 事前審査の結果、第 19 条の回答書を受理した申立者のうち、回答書による説明

に対して不満があるものは、回答書を受理した日の翌日から起算して10日以内に、再度、書面（第7号様式）により区長に対して苦情を申し立てることができる。

2 申立てを受けた区長は、委員会に対し、速やかに審議を依頼することとする。

（委員会への提出資料）

第22条 委員会へ提出する資料は、議案（第8号様式）並びに申立者からの苦情申立書類、当該申立てに係る契約関係資料一式及び参考資料とする。

（委員会への苦情申立ての却下）

第23条 区長は、次の場合に、委員会への苦情申立てを却下することができる。

（1）苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われたもの

（2）苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

（3）苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

2 苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書（第9号様式）により行うものとする。

（審議結果の通知）

第24条 区長は、委員会の審議結果を踏まえた上で、委員会からの意見書を受理した日の翌日から起算して10日以内に、申立者に結果を回答するものとする。

（入札手続の執行）

第25条 苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

（苦情処理結果の公表）

第26条 申立者に回答を行ったときには、その概要（第10号様式）を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月11日から施行する。

附 則（平成16年7月12日 16杉並第29445号）

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

様 式

略

別表

種 別		利害関係者	苦情申立の範囲
一 般 競 争 入 札	ア 条件付一般競争入札	入札参加資格がないと判断された当事者	入札参加資格がないと判断された理由
	イ 総合評価一般競争入札	(ア)参加を表明する書類を提出した者のうち、入札参加資格がないと判断された通知を受理した者	入札参加資格がないと判断された理由
		(イ)非落札者	非落札理由
	ウ 低入札価格調査制度	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
指 名 競 争 入 札	低入札価格調査制度	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
工事成績評定		区から工事成績評定の通知を受けた者	工事成績評定点等

杉並区の入札・契約制度の改革

1 入札・契約制度の基本的な方針

杉並区では、区が締結する契約に関して、区民の信頼を確保するとともに、区内業者を中心に業者の健全な発展を主眼に（１）入札・契約締結における透明性の確保、（２）公正な競争の促進、（３）適正な施工・履行の確保、（４）不正行為の排除の方針のもと、入札・契約制度の改革を実施してきました。

また、入札・契約制度の適正化や実務の迅速化、入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図っていくため、平成 17 年度の電子入札の本格稼働を目指して現在都区市町村電子自治体運営協議会に参加して準備を進めています。

今後も、競争性や透明性の一層の向上を図り、適正な運用を進めていくため、入札・契約制度の改善に取り組んでまいります。

2 入札・契約制度改革の概要（工事）

（１）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 6 年 4 月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	130 万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成 12 年 12 月	予定価格の事前公表	2,000 万円以上の案件で、発注案件公告の欄外に付記
平成 14 年 4 月	郵送による入札 年間工事発注予定表の公表	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付 250 万円以上の案件
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告、年間工事発注予定表等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
	9 月 入札監視委員会設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成 15 年 4 月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130 万円以上の案件
	予定価格の事前公表範囲の拡大	130 万円以上の全案件に適用

実施時期	実施項目	内容説明
平成 16 年 4 月	発注基準の事前公表	3,000 万円以上の条件付一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000 万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 130 万円以上の案件をホームページで公表

(2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 4 月	条件付一般競争入札の適用範囲拡大	3,000 万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成 15 年 4 月	入札回数の限定	130 万円以上
平成 16 年 4 月	条件付一般競争入札の適用範囲拡大	500 万円以上 これにより、公募型指名競争入札は廃止

(3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	低入札価格調査制度の導入	2,000 万円以上 「杉並区低入札価格に関する調査規程」 最低制限価格を下回っても、一律に失格とするのではなく、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130 万円超 2,000 万円未満
平成 14 年 10 月	履行成績不良事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長 6 月を 1 年間に延長
平成 15 年 4 月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000 万円以上
	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は 7 都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記

(4) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
平成 14 年 4 月	談合等不正行為による契約解除違約金の設定	契約条項に独占禁止法違反等による違約金及び損害賠償の額を規定
	10 月 指名停止基準の強化	談合等の独占禁止法違反等、入札参加資格関係資料の虚偽記載があった場合の指名停止期間を延長。

(5) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 13 年 12 月	条件付一般競争入札（総合評価方式）の導入	3,000 万円以上 契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とするもの
平成 16 年 4 月	相互参入方式の導入（試行）	区外事業者の参入と区内事業者の他自治体への参入を目指すため、導入（試行） この方式は、次の内容である。 杉並区の条件付一般競争入札に参加しようとする区外事業者の本店所在地がある自治体で、主要 6 業種（道路舗装、建築、電気、給排水・衛生、空調、造園）について条件付一般競争入札を採用していて、 区に本店を有する事業者が上記の入札に参加できる場合は、 杉並区が実施する条件付一般競争入札で、区市外事業者に設定する入札参加を満たす事業者等は、全社入札に参加できる。

2 入札・契約制度改革の概要（委託）

（1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	50 万円以上の案件で、入札を実施する工事案件に関連する地盤測量・設計委託のみ公表
平成 14 年 4 月	郵送による入札	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 （入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告等）	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
10 月	予定価格の事前公表	3,000 万円以上 ただし、清掃管理委託、工事設計等の区の積算価格によるものに限る。
平成 16 年 4 月	予定価格の事前公表範囲の拡大	1,000 万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるものに限る。
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 50 万円以上の案件をホームページで公表

（2）適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 14 年 10 月	最低制限価格の設定	3,000 万円以上

（3）不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定

4 入札・契約制度改革の効果

条件付一般競争入札に区外業者の参加枠を設定したことや、予定価格の事前公表等の入札・契約制度改革を実施したことにより、23 区の中では最も透明性や競争性・客観性の向上が図られたと評価している。

しかしながら、予定価格の設定の仕方により、高低することはあるが、入札制度改革の実施の効果として、顕著に落札率の低下には結びついていないことも事実である。

これからは、平成 17 年度実施予定の電子入札の開始も見据えながら、一般競争入札適用範囲の拡大等を含め一層の入札・契約制度改革に取り組んでいきたい。

杉並区で実施している工事の入札方式（平成 15 年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	条件付一般競争入札	3千万円以上	事前に条件を付した工事の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式	杉並区登録業者、経営事項審査総合評点、ISO 認証取得（区外業者）東京都格付、監理技術者の工事現場への設置等の条件を設定 区内業者は条件を満たせば全て入札に参加、区外業者は、区内参加業者数の1割が入札に参加できる。1億5千万円以上は、3割、3億円以上は無制限
	条件付一般競争入札（総合評価方式）	3千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	公募型指名競争入札	2千万円以上 3千万円未満	事前に条件を付した工事の公告を行い、参加希望者の中から指名したうえで競争入札する方式	入札参加条件は、条件付一般競争入札とほぼ同様であるが、地域要件として区内業者に限定。区外業者は参加申し込みできない。参加希望申し込み業者から指名する。
	指名競争入札	130万円を超え 2千万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での工事实績、経営事項審査総合評点、東京都格付、地域要件等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	130万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

杉並区で実施している委託の入札方式（平成 15 年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	条件付一般競争入札	3千万円以上	事前に条件を付した委託の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式	杉並区登録業者、ISO 認証取得、東京都格付、契約実績等の条件を設定。
	条件付一般競争入札(総合評価方式)	3千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	杉並公会堂の改築(工事と維持管理運営)にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	50万円を超え 3千万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での契約実績、東京都格付、履行能力等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	50万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

入札・契約制度の変遷（工事）

平成16年4月現在

入札方式

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	指名競争		指名希望制指名競争			一般・希望型	条件付一般	
14	指名競争		公募型指名	条件付一般競争				
15	指名競争		公募型指名	条件付一般競争				
16	指名競争	相互参入方式（主要6業種）				条件付一般競争（単価契約は除く）		

予定価格「事前」公表

年度	0円	130万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13				単価契約は対象外（12年12月から試行）				
14				単価契約は対象外				
15		全工事案件						
16		全工事案件						

予定価格「事後」公表

年度	0円	130万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13		単価契約は対象外（12年12月から試行）						
14		単価契約は対象外						
15		全工事案件						
16		全工事案件						

最低制限価格制度及び低入札価格対象工事

年度	0円	130万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13		最低制限価格		低入札価格調査対象（12年12月から試行）				
14		最低制限価格		低入札価格調査対象				
15		最低制限価格		低入札価格調査対象				
16		最低制限価格		低入札価格調査対象				

入札方式

年度	50万円	1千万円	3千万円
13	随意契約	指名競争	
14	随意契約	指名競争	条件付一般競争
15	随意契約	指名競争	条件付一般競争
16	随意契約	指名競争	条件付一般競争

予定価格「事前」公表

年度	50万円	1千万円	3千万円
13	公表せず		
14	公表せず		区の積算価格によるものに限り公表 (10月1日より実施)
15	公表せず		区の積算価格によるものに限り公表
16	公表せず	建物清掃業務のみ公表	区の積算価格によるものに限り公表

予定価格「事後」公表

年度	50万円	1千万円	3千万円
13	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表	
14	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表	
15	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表	
16	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表	

最低制限価格制度の実施

年度	50万円	1千万円	3千万円
13	未実施		
14	未実施		区の積算価格によるものに限り実施 (10月1日より実施)
15	未実施		区の積算価格によるものに限り実施
16	未実施		区の積算価格によるものに限り実施

平成 15 年度工事入札結果一覽

金額単位 = 円

入札方式 項 目	条件付一般競争入札	公募型指名競争入札	指名競争入札	合 計
件 数	40 (12.6%)	23 (7.3%)	254 (80.1%)	317 (100%)
予定価格 (税込)	3,221,035,003 (58.8%)	566,045,550 (10.3%)	1,693,881,730 (30.9%)	5,480,962,283 (100%)
契約金額 (税込)	2,948,808,972 (57.9%)	527,383,500 (10.4%)	1,612,680,568 (31.7%)	5,088,873,040 (100%)
平均落札率	89.0%	93.2%	95.4%	94.10%

平成 15 年度委託入札結果一覧

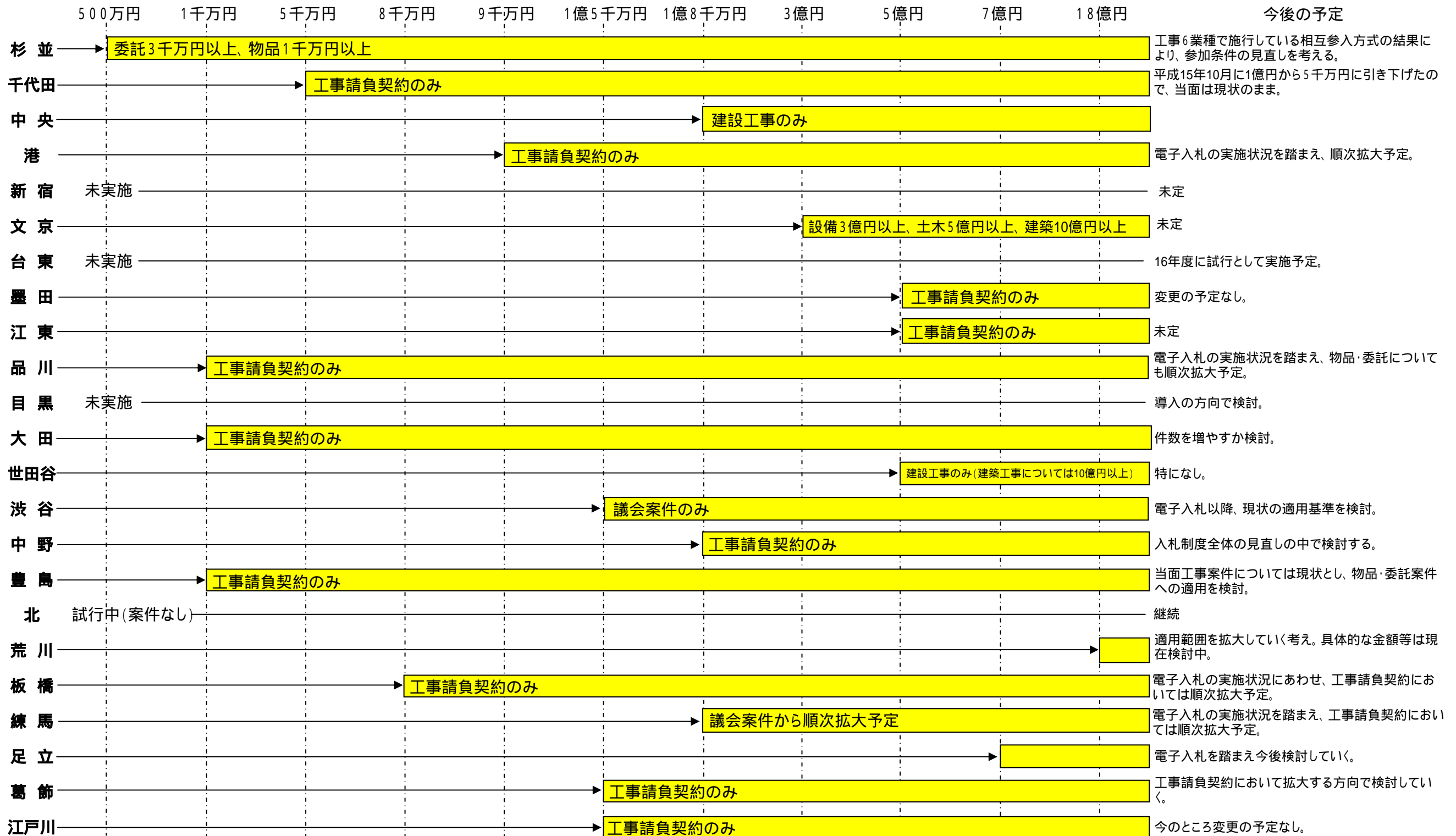
金額単位 = 円

入札方式 項 目	条件付一般競争入札	公募型指名競争入札	指名競争入札	合 計
件 数	16 (5.2%)		289 (94.8%)	305 (100%)
予定価格 (税込)	1,276,477,650 (40.8%)		1,854,982,554 (59.2%)	3,131,460,204 (100%)
契約金額 (税込)	1,026,307,557 (38.7%)		1,627,997,351 (61.3%)	2,654,304,908 (100%)
平均落札率	77.70%		84.55%	84.19%

23 区における入札・契約制度

条件付一般競争入札（工事）における各区の現状と今後の予定

平成16年6月現在



各区の入札監視委員会の設置状況

平成16年6月現在

	設置	備 考	今後の予定
杉 並		現在は単独の機関ではなく、外部(行政)評価委員会の一機能としている。	
千代田		平成16年3月設置	委嘱したばかりなので、初回の結果待ち。
中 央	×		他の委員会等との共同設置等を含め、検討中。
港	×		設置するかどうか検討。
新 宿	×		16年度調査・研究、17年度中の設置を目指す。
文 京	×		未定
台 東	×		設置の予定なし。
墨 田	×		今後検討予定。
江 東	×		設置の予定なし。
品 川	×		設置の予定なし。
目 黒	×		導入の方向で検討。
大 田	×		必要性について検討。
世田谷	×		設置するかどうか検討。
渋 谷	×		現行の取扱いを当面維持。
中 野	×		入札制度全体の見直しの中で検討する。
豊 島	×		今後の検討課題。
北	×		検討中。
荒 川	×		設置の方向で検討していく予定。
板 橋	×		入札監視機能を持つ第三者機関の設置を検討する予定。
練 馬	×		18年度以降の設置を目途に検討する。
足 立	×		入札契約手続検討委員会等で検討していく。
葛 飾	×		設置することの必要性、委員の人选方法などを検証したうえで、設置するか検討。
江戸川	×		他自治体の状況を見ながら、設置するかどうか検討中。

設置「 」 2区「×」 21区

各区の予定価格公表の状況

平成16年6月現在

	事前	内 容	事後	内 容	今後の予定
杉 並	有	130万円以上の工事請負			
千代田	有	5千万円以上の工事請負			引き下げの予定なし。効果等を検討し、場合によっては公表なしも考える。
中 央	有	2千万円以上の建設工事			
港	有	130万円以上の工事請負			落札率等を踏まえ、事前公表の効果を検証
新 宿	有	受注希望型指名競争入札で、500万円以上の工事	有	事前に公表していない工事案件すべて	現状どおり
文 京	有	3千万円以上の建築工事、3千万円以上の土木工事、1,500万円以上のその他の工事			未定
台 東					制限付一般競争入札の試行に伴い、案件に応じて公表予定
墨 田	有	130万円以上の工事請負			変更の予定なし
江 東	有	5千万円以上で郵便入札を行う工事請負			入札方法の変更に伴い、公表基準も変更される場合あり
品 川	有	制限付一般競争入札案件			変更の予定なし
目 黒	有	130万円以上の工事請負			工事以外について導入が可能かを検討
大 田	有	130万円以上の工事請負			事前公表の適否について検討
世田谷	有	3千万円以上の工事請負			範囲拡大を検討中
渋 谷	有	3千万円以上の工事請負（試行）	有	130万円以上の工事請負	落札率等及び電子入札の実施を踏まえ、事前公表については適用対象工事の拡大と本施行を検討
中 野			有	工事請負契約のみ	入札制度全体の見直しの中で検討
豊 島	有	資格要件で区外業者の入札参加を可とする1千万円以上の工事請負	有	130万円以上の工事請負	現状どおり
北					検討中
荒 川			有	130万円以上の工事請負	事前公表を含め、取扱い等を検討
板 橋			有	130万円以上の工事請負	設計価格又な予定価格を事前公表する予定
練 馬	有	1億8千万円以上の工事請負から順次拡大予定			落札率等を踏まえ事前公表の効果を検証
足 立	有	郵便入札案件のみ			電子入札を踏まえ今後検討
葛 飾	有	4千万以上の工事請負			工事請負について拡大を検討
江戸川	有	130万円以上の工事（設計委託・測量を含む）の設計金額を公表	有	設計金額を事前公表した案件の予定価格	変更の予定なし

「事前公表」 18区 「事後公表」 7区

各区の低入札価格調査制度の実施状況

平成16年6月現在

	実施	備 考	今後の予定
杉 並		予定価格2千万円以上の工事案件	
千代田	×		検討中
中 央		予定価格2千万円以上の建設工事	
港	×		工事請負について実施を検討
新 宿		予定価格1千万円以上の工事受注希望型指名競争入札で試行。電気工事については、別途試行。	現状どおり
文 京		500万円以上の工事請負	未定
台 東			引き続き実施
墨 田		予定価格2千万円以上の建築・土木工事。1千万円以上の設備工事。清掃業務委託等の定期入札執行計画対象の年間契約入札案件。	変更予定なし
江 東	×		実施の予定なし
品 川	×		実施の予定なし
目 黒		予定価格1億円以上の工事請負	実施効果等を検証
大 田	×		未定
世田谷		予定価格1億8千万円以上の工事請負	具体的な予定は特になし
渋 谷	×		現行の取扱いを当面維持
中 野	×		入札制度全体の見直しの中で検討
豊 島	×		制度の有効性などを含め今後の検討課題
北	×		検討中
荒 川	×		実施に向けて検討。具体的内容等は現時点では未定
板 橋	×	試行休止	電子入札の導入を契機とした入札制度の改革の推移を見た上で改めて検討
練 馬		予定価格2千万円以上の工事請負	継続実施予定
足 立		予定価格1億8千万円以上の工事請負 千万円以上の工事又は製造の請負	調査基準価格の設定について検討
葛 飾		予定価格1億5千万円以上の工事請負	制限付一般競争入札の拡大と合わせ、対象を広げるか検討
江戸川		予定価格1億5千万円以上の工事請負	調査の対象となる案件が何件か発生しており、調査内容・方法・履行可否の判断基準について再検討

「 」 12区 「×」 11区

各区の最低制限価格公表の状況

平成16年6月現在

	実施	公表	備 考	今後の予定
杉 並		×		未検討
千代田		×		公表については考えていない。
中 央	×	×	工事は対象外	
港			事前公表。1千万円以上の工事請負	低入札価格調査制度への移行を検討
新 宿			事後公表。工事受注希望型指名競争入札で、予定価格1千万円以上のもの	現状どおり
文 京	×	×		未定
台 東	×	×		実施の予定なし
墨 田		×		公表する予定なし
江 東		×		公表する予定なし
品 川		×	制度はあるが、現在は最低制限価格を設定していない。	公表する予定なし
目 黒	×	×		他自治体の実績、効果等を参考に慎重に検討
大 田		×	制限付一般競争入札においてのみ実施	公表の予定なし
世田谷	×	×		具体的な予定は特になし
渋 谷		×	130万円以上3千万円未満の希望型指名競争入札の建築工事について設定	当面現状どおり
中 野		×		入札制度全体の見直しの中で検討し、慎重に判断
豊 島		×		今後とも非公表
北	×	×		
荒 川		×		予定価格の公表や低入札価格調査制度の導入等と合わせて検討
板 橋		×		公表は予定していない。
練 馬		×		落札率等を踏まえ、今後の検討課題として検証
足 立		×		電子入札を踏まえ、今後検討
葛 飾		×	200万円以上1億5千万円未満の工事請負で設定。予定価格に対する割合を契約事務規則で公表	現状維持の予定
江戸川		×	130万円以上1億5千万円未満の工事請負について設定	変更の予定なし

実施：「 」 17区 「×」 6区 公表：「 」 2区 「×」 21区

各区の「その他の請負」最低制限・低入札調査の状況

平成16年6月現在

	実施	備 考	今後の予定
杉 並		予定価格3千万円以上の委託案件のうち、区が積算基礎を持ったものについて最低制限価格を適用	
千代田		「施設管理業務」「設計業務」について、最低制限価格を実施	低入札価格調査については要検討
中 央		2千万円以上の委託・130万円以上の印刷請負について、最低制限価格を実施	
港	×		他自治体の事例を検討
新 宿		清掃を主とする施設管理業務委託で最低制限価格を設定（年間契約のみ）	現状どおり
文 京	×		
台 東	×		低入札価格調査制度の拡充については入札の適正化から必要と考える反面、工事案件と異なり予定価格の積算が明確でないという側面があり、今後の検討課題
墨 田		低入札価格調査制度については、現状と同じ。最低制限価格については実施していない。	変更予定なし
江 東		設計委託・清掃委託・給食委託等に最低制限価格を設定（16年6月24日から施行）	
品 川	×		実施の予定なし
目 黒	×		平成16年2月に規則改正を行っており、実施案件を検討
大 田	×		未定
世田谷	×		各案件ごとの最低制限価格の設定方法具体的に研究し、導入可能か検討
渋 谷	×		現行の取扱いを当面維持
中 野	×		入札制度全体の見直しの中で検討
豊 島		16年度の年間契約のうち、清掃・警備・受付委託で予定価格500万円以上の案件について最低制限価格を適用	請負委託業務について今後適用を拡大していくか検討
北	×		検討中
荒 川		最低制限価格は、工事請負契約に限らず必要な案件に適用。16年度は、学校給食調理業務委託に適用。	現行の取扱いを継続していく見込み。予定価格の妥当性（積算の適切性等）については別途検討。
板 橋		予定価格50万円以上の測量・設計・地質調査委託について最低制限価格制度を実施。	現在未定
練 馬	×		
足 立		予定価格2千万円以上の自転車駐輪場管理業務及び建物清掃で最低制限価格実施。	拡大を検討
葛 飾	×		ダンプ受注、不良・不適格業者を排除するためには必要な制度であると考えますが、実施する場合の諸問題を整理し、今後導入するか検討
江戸川	×	建物清掃等委託について「最低制限参考価格」を設定しているが、入札・契約上の効力はない。	設計委託や建物清掃委託等について、最低制限価格制度を実施するかどうか、他自治体の動向を見ながら検討中

実施「 」 10区 「×」 13区

工事及び委託契約における落札率の推移

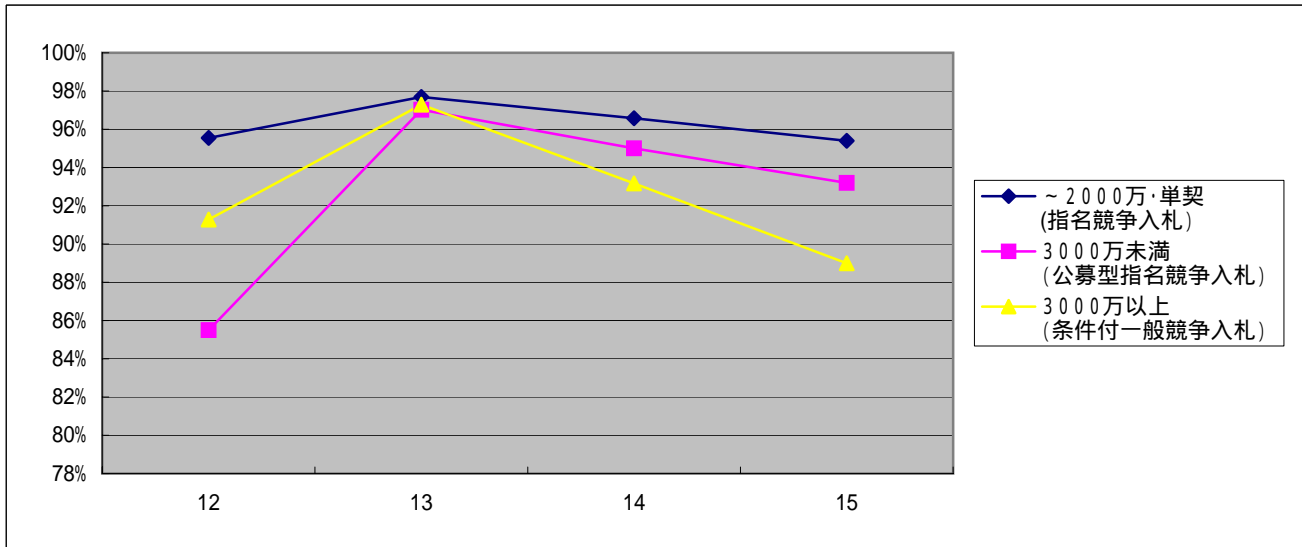
資料 4

1. 工事

平成16年 9月作成

方式 年度			～2000万・単契 (指名競争入札)		3000万未満 (公募型指名競争入札)		3000万以上 (条件付一般競争入札)	
	12	--	--	95.55%	(213件)	85.50%	(20件)	91.28%
13	--	--	97.69%	(260件)	97.02%	(23件)	97.29%	(25件)
14	--	--	96.57%	(260件)	95.00%	(22件)	93.17%	(34件)
15	--	--	95.40%	(254件)	93.20%	(23件)	89.00%	(40件)
	～500万・単契(指名競争)		500万以上(条件付一般競争入札)					
16	96.4%	(85件)	90.4% (105件)					

16年度から相互参入方式を試行しているが、実績はない。

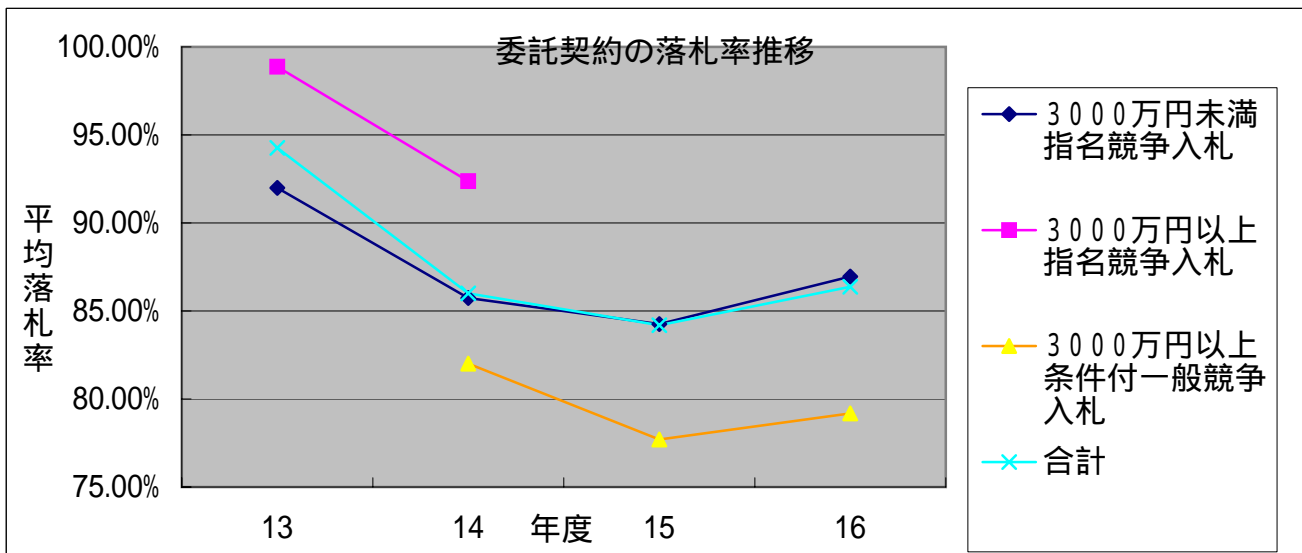


2. 委託

平成16年 9月作成

年度	3000万円未満 (指名競争入札)		3000万円以上			合計		
			指名競争入札	条件付一般競争入札				
13	91.99%	219件	98.87%	16件		94.26%	235件	
14	85.74%	253件	92.37%	12件	82.01%	3件	86.00%	268件
15	84.55%	289件			77.70%	16件	84.19%	305件
16	86.95%	238件			79.18%	19件	86.37%	257件

条件付一般競争入札は、平成14年4月1日以降入札分に適用された。



平成15年度指名停止状況一覧

資料5

No	企業名	期間		理由
1	オムロン	平成15年7月1日	~ 平成15年12月31日	警視庁が発注する交通信号機等工事に関する談合
2	保安工業			
3	東京配電工事			
4	日本信号	平成15年7月1日	~ 平成16年3月31日	警視庁が発注する交通信号機等工事に関する談合
5	小糸工業	平成15年7月1日	~ 平成16年6月30日	警視庁が発注する交通信号機等工事に関する談合
6	日本電気	平成15年6月27日	~ 平成15年9月26日	当時の郵政省が平成7年度ないし平成9年度に発注した郵便番号自動読取区分機類に関する談合
7	東芝			
8	愛知時計電機	平成15年7月3日	~ 平成16年1月2日	東京都が発注した水道メーターに関する談合
9	岡島電気商会	平成15年7月5日	~ 平成15年10月4日	杉並区にある東京営業所を廃止した後も届け出を怠り、区内業者としての扱いを継続して受けていた
10	田原スポーツ工業	平成15年9月29日	~ 平成15年12月28日	東京都及び世田谷区が発注した運動場施設工事に関する談合
11	太陽スポーツ施設			
12	奥山スポーツ土木			
13	日本体育施設			
14	ミカド運動具店			
15	和宏体育施設			
16	奥アンツーカー			
17	体育施設建設			
18	シンレキ工業			
19	スポーツ施設			
20	ホームラン堂運動施設			
21	ポー			
22	多摩スポーツ施設			
23	朝日野興業			
24	アスカ施設			
25	アストロ			
26	公立土木			
27	スポーツテクノ和広			
28	トーアスポーツ施設			
29	東洋スポーツ施設			
30	日本フィールドシステム			
31	山本重機興業			
32	唐川商工			
33	第一ゴルフ工事			
34	長谷川体育施設	平成15年9月29日	~ 平成16年3月28日	東京都及び世田谷区が発注した運動場施設工事に関する談合
35	山一体育施設			
36	長永スポーツ工業			
37	山田体育施設			
38	樋口スポーツ工業			
39	小倉体育施設			
40	日勝スポーツ工業			

No	企業名	期間		理由
41	オリエントサービス	平成15年9月19日	~ 平成15年11月17日	落札したのち積算を誤ったとして、契約の辞退を申し出た
42	興建社	平成15年10月8日	~ 平成16年1月7日	施工現場で労働者の災害事故を引き起こし東京簡易裁判所から罰金命令を受けた
43	東京サニティション	平成15年12月1日	~ 平成16年3月31日	名古屋市発注道路清掃事業に関する談合で逮捕起訴
44	ダイエーディスプレイ			
45	藤ビルメンテナンス	平成16年2月1日	~ 平成16年5月31日	代表取締役社長が法人税法違反（脱税）の疑いで、東京地検特捜部に逮捕された
46	スバル興業	平成16年2月1日	~ 平成16年5月31日	名古屋市発注道路清掃事業に関する談合で在宅起訴
47	日本シティビルサービス	平成16年2月13日	~ 平成16年5月12日	東京都公安委員会から警備業法違反により、営業停止処分を受けた。
48	日本ビルシステム	平成16年3月9日	~ 平成17年3月8日	代表取締役が目黒区契約課長に贈賄したとの疑いで、逮捕された。
49	グリーン警備保障	平成16年3月19日	~ 平成16年5月18日	落札したのち積算を誤ったとして、契約の辞退を申し出た
50	東南観光株式会社	平成16年3月23日	~ 平成16年5月22日	落札したのち積算を誤ったとして、契約の辞退を申し出た

類別指名停止業者数一覧

16年9月17日現在

年度		汚職	談合	入札妨害	取引妨害	商法違反	ヤミカルテル	成績不良	契約辞退	その他	計
10年度	業者数	6	21	--	--	--	2	4	2	2	37
	構成比	16.2%	56.8%	--	--	--	5.4%	10.8%	5.4%	5.4%	100.0%
11年度	業者数	--	141	--	--	--	5	--	--	--	146
	構成比	--	96.6%	--	--	--	3.4%	--	--	--	100.0%
12年度	業者数	1	--	--	--	--	--	1	3	--	5
	構成比	20.0%	--	--	--	--	--	20.0%	60.0%	--	100.0%
13年度	業者数	2	61	1	--	--	1	--	2	1	68
	構成比	2.9%	89.7%	1.5%	--	--	1.5%	--	2.9%	1.5%	100.0%
14年度	業者数	1	42	--	1	--	--	--	5	--	49
	構成比	2.0%	85.8%	--	2.0%	--	--	--	10.2%	--	100.0%
15年度	業者数	1	42	--	--	--	--	--	3	4	50
	構成比	2.0%	84.0%	--	--	--	--	--	6.0%	8.0%	100.0%
16年度	業者数	--	39	--	--	--	--	--	1	5	45
	構成比	--	86.7%	--	--	--	--	--	2.2%	11.1%	100.0%

15年度「その他」の内訳

脱税	1 業者
施工現場における労災事故	1 業者
業者登録虚偽の届出	1 業者
警備業法違反	1 業者
営業停止処分	1 業者

16年度「その他」の内訳

施工現場における労災事故	1 業者
詐欺	1 業者
警備業法違反	2 業者
道路運送車両法違反	1 業者

業種別業者登録一覧（工事）

平成16年10月現在

業 種	区内業者		区外業者		合 計	
	業者数	構成比	業者数	構成比	業者数	構成比
道路舗装	31	26.3%	87	73.7%	118	100%
一般土木	14	20.0%	56	80.0%	70	100%
建 築	62	19.0%	265	81.0%	327	100%
電 気	42	16.2%	217	83.8%	259	100%
給排水・衛生	22	20.6%	85	79.4%	107	100%
空 調	18	15.3%	100	84.7%	118	100%
建築設計	28	9.1%	281	90.9%	309	100%
土木設計	14	6.9%	188	93.1%	202	100%
設備設計	0	0.0%	49	100.0%	49	100%
測 量	16	16.2%	83	83.8%	99	100%
造 園	19	20.2%	75	79.8%	94	100%
ひき家・解体	6	7.6%	73	92.4%	79	100%
消火設備	5	13.2%	33	86.8%	38	100%
電話・通信	2	2.8%	69	97.2%	71	100%
一般塗装	11	52.4%	10	47.6%	21	100%
防 水	5	16.1%	26	83.9%	31	100%
エレベーター	0	0.0%	26	100.0%	26	100%
その他	33	7.2%	426	92.8%	459	100%
合 計	328	13.2%	2,149	86.8%	2,477	100%

登録業種数については、主登録業種のみで集計した。

業種別業者登録一覧（物品・委託）

平成16年10月現在

業 種	区内業者		区外業者		合 計	
	業者数	構成比	業者数	構成比	業者数	構成比
建物清掃	54	12.7%	371	87.3%	425	100%
警備・受付等	3	4.6%	62	95.4%	65	100%
通信施設保守	2	11.8%	15	88.2%	17	100%
電気・暖冷房保守	17	18.7%	74	81.3%	91	100%
エレベーター保守	0	0.0%	26	100.0%	26	100%
消火設備保守	10	25.0%	30	75.0%	40	100%
道路・公園清掃	4	7.5%	49	92.5%	53	100%
樹木保護管理	14	25.9%	40	74.1%	54	100%
害虫駆除	3	11.5%	23	88.5%	26	100%
廃棄物処理	5	6.8%	68	93.2%	73	100%
運搬請負	6	9.2%	59	90.8%	65	100%
給食業務	0	0.0%	57	100.0%	57	100%
催事業務	5	12.5%	35	87.5%	40	100%
計算業務	6	5.0%	114	95.0%	120	100%
検査業務	1	2.0%	50	98.0%	51	100%
調査業務	19	5.5%	326	94.5%	345	100%
賃貸業務	5	5.5%	86	94.5%	91	100%
その他	187	12.0%	1,376	88.0%	1,563	100%
合 計	341	10.6%	2,861	89.4%	3,202	100%

登録業種数については、主登録業種のみで集計した。

審議対象案件関係資料

1. 工事案件

(1) 八成小学校耐震補強工事

条件付一般競争入札（業種：建築）

(2) 路面改良工事（R1・R2）

公募型指名競争入札（業種：道路舗装工事）

(3) 河川管理用通路舗装補修工事

指名競争入札（業種：道路舗装工事）

(4) 道路維持補修工事（単価契約）北3

指名競争入札（業種：道路舗装工事）

2. 委託案件

(1) 高円寺地域区民センター他4施設の建物総合管理業務請負

条件付一般競争入札（業種：建物清掃）

(2) 文書交換業務委託

指名競争入札（業種：運搬請負）

(3) 昇降機保守点検業務委託

指名競争入札（業種：エレベーター保守）

(4) 杉並区済美教育研究所外16施設清掃業務請負

随意契約（業種：建物清掃）

入札経過調書 (工事)

平成 15 年度

契約番号 70000036
契約件名 八成小学校耐震補強工事
入札日時 平成 15 年 5 月 8 日 午前 10 時 45 分
工事場所 杉並区井草二丁目25番4号
契約金額 32,865,000 円 (税込み)

予定額 (円)	落札率
31,755,000 (税抜き)	98.6%
33,342,750 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20002259	フワ建設						落札
	杉並区	31,300,000	1					
2	20002267	小原建設						
	杉並区	31,500,000	4					
3	20002240	興建社						
	杉並区	31,690,000	8					
4	20001929	広拓建設						
	杉並区	31,700,000	9					
5	20002011	目時工務店						
	杉並区	31,550,000	6					
6	20001864	天心建設						
	杉並区	31,480,000	3					
7	20018554	興信建設						
	杉並区	31,600,000	7					
8	20002038	渡辺一建設						
	杉並区	31,400,000	2					
9	20002550	山崎組						
	西東京市	31,500,000	4					
10	20021415	三幸建設工業						
	中央区	入札辞退						
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区井草一丁目2番10号
	名称名	フワ建設株式会社
工事	称名	八成小学校耐震補強工事
	称場所	杉並区井草2 - 25 - 4
	種別	建築
	概要	校舎 鉄骨ブレース4ヶ所・柱補強その他 屋体 鉄骨ブレース8ヶ所
工事着手時期	平成15年5月中旬	
工事完成時期	平成15年9月	
契約金額	32,865,000円	

発注公告・条件付一般競争入札

杉並区公告契約第 15-1-0700-000044 号

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 15 年 04 月 15 日

杉並区長 山田 宏

件名	八成小学校耐震補強工事
業種(営業種目)	建築工事
履行場所(納入場所)	杉並区井草二丁目25番4号
履行期間(納入期限)	平成15年9月10日
概要	校舎 鉄骨ブレース設置4か所・柱補強その他 屋内運動場 鉄骨ブレース設置8か所
税抜予定価格	31,755,000 円
発注方法	単体発注
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区指名業者登録名簿の登録があり、かつ、「建築工事」に主登録のある業者であること。</p> <p>3 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>4 この工事に対応する監理(主任)技術者を建設業法に従い施工現場に配置できること。</p> <p>5 区内業者 次のア、イの条件をともに満たすこと。 ア 経営事項審査(建築一式)総合評点(本件申し込み時点で最新のもの)が700点以上を有すること。 イ 東京都格付(平成13・14年度建築工事)C級以上を有すること。</p> <p>6 区外業者 (1)次のア、イ、ウの条件をすべて満たすこと。 ア 経営事項審査(建築一式)総合評点(本件申し込み時点で最新のもの)が900点以上1,050点未満を有すること。 イ 東京都格付(平成13・14年度建築工事)A級を有すること。 ウ ISO9000S又は14000Sの認証を取得していること。 (2)(1)の条件を満たす者の中から、区内参加業者数の1割(最低参加者数2社)が抽選により入札に参加できる。 ア 抽選は、区外申込業者の中から3名の立会いを求め、立会人3名のくじ引きにより行う。 イ 抽選日時 平成15年4月18日 午後2時 ウ 抽選場所 杉並区役所入札室(東棟5階)</p>

	<p>エ 抽選結果は、抽選日の午後5時までにメールで申込者に通知する。</p>
申込期間	<p>平成15年04月15日から平成15年04月17日午後5時(区着信時間)まで 締切時間を過ぎての着信は無効とする。</p>
申込方法等	<p>インターネットから申込み 杉並区公式ホームページ「入札のお知らせ」の「発注案件のご案内」画面において、当該案件の「申込」ボタンを押し、所定の入力を行うことで申し込む。</p>
入札参加資格の決定	<p>参加資格のない者には、平成15年4月18日までにメール又は電話で連絡する。平成15年4月18日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。</p>
図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	<p>4月21日以降に次のコピー店で購入する(入札専用封筒は無料)。 コピー店名 有限会社 旭プリント 所在地 杉並区成田東5丁目42番20号 電話番号 3311-3663 図面を購入しない者は入札に参加できない。</p>
質問の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 区指定の質疑書を用いる。 3 指定質疑書はコピー店で配付する。 4 質疑書の送付先 教育委員会事務局施設課 ファクス番号5307-0692 5 受付期間 平成15年4月28日 午前10時から正午まで 6 回答 平成15年4月30日 午前9時から正午の間に質疑のあった場合のみ参加者全員に回答する。 7 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入札(開札)日時	<p>平成15年05月08日 10時45分</p>
入札(開札)場所	<p>杉並区役所入札室(東棟5階)</p>
入札方法	<p>郵送による。</p>
入札回数	<p>1回(再度入札は行わない)</p>
入札書送付方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札専用封筒を用い、次のいずれかの方法により郵送すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 一般書留 イ 簡易書留 ウ 配達記録郵便 2 郵便局への持込は、平成15年4月30日以降に行うこと。

入札書到達期限	平成 15 年 05 月 06 日(杉並郵便局に届く期日)
入札保証金	納付免除
契約保証金	有り
低入札価格調査制度	適用する。
積算内訳書の提出	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札書にホッチキス等で留め、送付すること。 2 積算内訳は入札金額の内訳とし、区指定の積算内訳書を用いる。(内訳書は、コピー店で配付する。)
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区政策経営部長 滝田 政之」とする。 3 封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が相違する場合は、無効とする。 4 前払い金 有り 5 入札の立会い 入札参加者の中から3名を選定し、立会人とする。立会いの依頼は、入札日前日5月7日に電話にて依頼する。 6 支店区内の業者(準区内業者)については、区内での営業実態を証明するものを提出すること。 提出期限 平成15年5月6日 提出場所 杉並区役所経理課契約担当(東棟5階) 提出方法 郵送又は持参 7 杉並区公告契約第15 - 1 - 0700 - 000041号「件名:西田小学校耐震補強その他工事」、同42号「件名:松庵小学校耐震補強工事」及び同43号「件名:永福小学校耐震補強工事」を落札した者は、本件の入札に参加できない。

入札経過調書 (工事)

平成 15 年度

契約番号 70000070
契約件名 路面改良工事(R1)(R2)
入札日時 平成 15 年 5 月 30 日 午前 10 時 20 分
工事場所 杉並区和田一丁目16番~3番先外1路
契約金額 23,877,000 円 (税込み)

予 定 額 (円)	落札率
23,816,000 (税抜き)	95.5%
25,006,800 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20000183	新進興業						
	杉並区	22,860,000	4					
2	20000132	東邦建設						
	杉並区	23,320,000	11					
3	20000167	谷藤組						
	杉並区	23,310,000	10					
4	20000094	多摩興産						
	杉並区	23,810,000	15					
5	20021180	平山建設						
	杉並区	23,380,000	13					
6	20000043	街路						
	杉並区	23,060,000	6					
7	20000086	済美建設						
	杉並区	23,510,000	14					
8	20000124	中央土建工業						
	杉並区	23,200,000	9					
9	20000205	興亜土木						
	杉並区	22,820,000	3					
10	20000116	秋葉建設工業						
	杉並区	23,160,000	7					
11	20000175	マサキ道路						
	杉並区	22,920,000	5					
12	20000221	山内建設						
	杉並区	23,196,000	8					
13	20001155	東栄興業						落札
	杉並区	22,740,000	1					
14	20000191	松島興業						
	杉並区	23,340,000	12					
15	20000213	中江建設工業						
	杉並区	22,790,000	2					
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区永福二丁目60番7号		
	名称	東栄興業株式会社		
工事	称名	路面改良工事(R1・R2)		
	場所	杉並区和田一丁目16番～3番先 外1路線		
	種別	道路舗装		
	概要	(R1)	(R2)	
事	要	舗装延長	L=93.5メートル	L=170.6メートル
		車道舗装幅員	W=5.0～6.0メートル	W=4.6～5.0メートル
		車道舗装面積	a=679.0平方メートル	a=998.0平方メートル
		歩道舗装面積		a=198.5平方メートル
		連絡円形暗渠設置工	L=8.9メートル	L=19.6メートル
工事着手時期	平成15年6月上旬			
工事完成時期	契約締結の翌日から50日間			
契約金額	23,877,000円			

指 名 理 由

- 1 工事件名 路面改良工事(R1)(R2)
- 2 業 種 道路舗装工事
- 3 入札年月日 平成15年5月30日

公 募 型 指 名 競 争 入 札		
1 指名の条件 ア 杉並区に該当業種の業者登録のある区内業者であること。 イ 経営事項審査総合評点(ほ装で最新のもの)700点以上900点未満又は (土木一式で最新のもの)750点以上1000点未満を有すること。 とし、5月13日から5月19日まで指名希望の公表を行った。		
2 15社から指名希望の申し出があり、全社を指名した。		
	指 名 判 断 項 目	適 用 の 有 無 備 考
1	杉並区からの指名及び受注の状況	
2	官公庁工事の実績の有無	
3	既発注工事の施工成績	
4	発注工事に対する地域性	
5	発注工事施工についての技術的適性	
6	発注工事の内容に適した専門性	
7	その他	

入札経過調書 (工事)

平成 15 年度

契約番号	70000297
契約件名	河川管理用通路舗装補修工事
入札日時	平成 16 年 1 月 7 日 午前 10 時 0 分
工事場所	杉並区下井草二丁目6番～10番先
契約金額	17,293,500 円 (税込み)

予定額 (円)	16,726,000 (税抜き)	落札率 98.4%
	17,562,300 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名						備考
	所在地	第1回金額(円)	順位					
1	20000116	秋葉建設工業						
	杉並区	16,550,000	4					
2	20000043	街路						
	杉並区	16,700,000	9					
3	20000132	東邦建設						
	杉並区	16,570,000	5					
4	20000094	多摩興産						
	杉並区	16,690,000	8					
5	20000027	萬建工業						
	杉並区	16,480,000	2					
6	20000035	タキタ建設						
	杉並区	16,490,000	3					
7	20000086	済美建設						
	杉並区	16,660,000	7					
8	20000060	荒川建設						
	杉並区	16,600,000	6					
9	20000019	早房						落札
	杉並区	16,470,000	1					
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区上井草1 - 22 - 17
	名称名	株式会社早房
工事	称場名	河川管理用通路舗装補修工事
	場所種別	杉並区下井草二丁目6番～10番先
	種別	道路舗装
	概要	<p>舗装延長 L = 264.6 メートル 舗装幅員 w = 2.0 ~ 7.3 メートル 舗装面積 a = 1768.0 平方メートル</p> <p>主な工種</p> <p>KW-4型舗装 a = 1453.0 平方メートル SK-5型舗装 a = 216.0 平方メートル 透水性ブロック舗装 a = 99.0 平方メートル</p>
工事着手時期	平成16年1月上旬	
工事完成時期	契約締結の日の翌日から40日間	
契約金額	17,293,500円	

指 名 理 由

- 1 工事件名 河川管理用通路舗装補修工事
- 2 業 種 道路舗装工事
- 3 入札年月日 平成16年1月7日

指 名 競 争 入 札		
1 指名の条件 ア 該当業種の業者登録のある区内業者であること。 イ 経営事項審査総合評点(ほ装で最新のもの)650点以上900点未満又は (土木一式で最新のもの)650点以上900点未満を有すること。		
2 1のア、イの条件に該当する業者に下記指名判断項目を適用し、9社を指名した。		
	指 名 判 断 項 目	適 用 の 有 無
1	杉並区からの指名及び受注の状況	
2	官公庁工事の実績の有無	
3	既発注工事の施工成績	
4	発注工事に対する地域性	
5	発注工事施工についての技術的適性	
6	発注工事の内容に適した専門性	
7	その他	

入札経過調書 (工事)

平成 15 年度

契約番号	70000003
契約件名	道路維持補修工事(単価契約)北3
入札日時	平成 15 年 3 月 18 日 午前 9 時 20 分
工事場所	特別区道路線・北土木事務所管内
契約金額	9,198,000 円 (税込み)

予定額(円)	落札率
8,773,789 (税抜き)	99.8%
9,212,478 (税込み)	

番号	業者コード	入札業者名							備考
	所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	減価交渉金額(円)	
1	20000213	中江建設工業							
	杉並区	8,767,000	5						
2	20000205	興亜土木							
	杉並区	8,764,000	3						
3	20001155	東栄興業							
	杉並区	8,771,000	9						
4	20000132	東邦建設							
	杉並区	8,763,000	2						
5	20000116	秋葉建設工業							
	杉並区	8,770,000	8						
6	20000094	多摩興産							
	杉並区	8,769,000	7						
7	20000078	諫早建設							落札
	杉並区	8,760,000	1						
8	20000086	済美建設							
	杉並区	8,765,000	4						
9	20000060	荒川建設							
	杉並区	8,767,000	5						
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

工事概要書

契約業者	住所	杉並区上荻3 - 6 - 11
	名称名	諫早建設株式会社
工事	称場名	道路維持補修工事(単価契約)北3
	場所種別	特別区道路線(北土木事務所管内)
	種別	道路舗装工事
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・SKW - 5型舗装工 ・L形側溝改修工 他
工事着手時期	平成15年4月1日	
工事完成時期	平成15年7月31日	
契約金額	9,198,000円	

指 名 理 由

- 1 工事件名 道路維持補修工事(単価契約)北3
- 2 業 種 道路舗装
- 3 入札年月日 平成15年3月18日

指 名 競 争 入 札		
1 指名の条件 ア 杉並区に該当業種の業者登録のある区内業者であること。 イ 次の(ア)(イ)の両条件を満たすこと。 (ア)経営事項審査総合評点・指名時点 (ほ 装) 650点以上1000点未満 又は(土木一式) 650点以上1000点未満を有すること。 (イ)該当業種の都格付C級以上を有すること。 ウ 選定業者数 9社とした。		
2 1のア、イに該当する業者に下記指名判断項目を適用し 9社を指名した。		
	指 名 判 断 項 目	適 用 の 有 無
1	杉並区からの指名及び受注の状況	
2	官公庁工事の実績の有無	
3	既発注工事の施工成績	
4	発注工事に対する地域性	
5	発注工事施工についての技術的適性	
6	発注工事の内容に適した専門性	
7	その他	

入札経過調書 (委託)

平成 15 年度

契約番号 90000016
契約件名 高円寺地域区民センター他4施設の建物総合管理業務請負
入札日時 平成 15 年 3 月 7 日 午前 11 時 0 分
履行場所 高円寺地域区民センター他4施設
契約金額 95,004,000 円 (税込み)

番号	業者コード 所在地	入札業者名						備考
		第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	10015725 豊栄美装 杉並区	94,152,000	9					
	10015628 ジェイ・ピー・シーサービス 杉並区	95,660,000	10					
3	10016837 東京ビル整美 新宿区	92,060,000	3					
	10017701 セロ 杉並区	93,340,000	5					
5	10016802 東京ビジネスサービス 新宿区	90,480,000	1					落札
	10015601 京王設備サービス 杉並区	97,876,000	12					
7	10015580 環境技研 杉並区	92,056,000	2					
	10015555 オーチュー 杉並区	102,470,000	13					
9	10015784 日本環境衛生 杉並区	94,022,300	8					
	10015598 協和産業 杉並区	94,010,000	7					
11	10016560 第一建築サービス 千代田区	105,770,000	14					
	10016950 都市環境整美 新宿区	93,537,000	6					
13	10015571 オリエントサービス 杉並区	92,900,000	4					
	10015717 日誠ビル管理 杉並区	96,990,000	11					
15								
16								
17								

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の6の規定に基づき

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 15 年 02 月 18 日

杉並区長 山田 宏

件名	高円寺地域区民センター他4施設の建物総合管理業務請負
業種(営業種目)	建物清掃
履行場所(納入場所)	杉並区梅里1-22-32他1ヶ所
履行期間(納入期限)	平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
概要	<p>(1) 清掃請負業務</p> <p>ア 日常清掃 常駐、パート</p> <p>イ 定期清掃</p> <p>ウ 建物環境衛生管理業務</p> <p>(2) 受付案内業務</p> <p>(3) 巡回警備業務</p> <p>(4) 舞台設備保守</p> <p>(5) 設備保守業務(和田区民集会所等のみ)</p> <p>ア 定期点検業務 空調設備、給排水衛生設備他</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 平成13・14年度の杉並区指名業者登録名簿の登録があり、かつ、以下の条件を満たすこと。</p> <p>(1)区内業者</p> <p>「建物清掃」に主登録又は従登録のある業者であること。</p> <p>東京都格付「建物清掃」A級又はB級を有すること。</p> <p>公告日以前3年間の官公庁又は民間において「建物清掃」の1件の最高契約実績が1千5百万円以上あること。ただし、ISO9000又は14000シリーズの認証を取得している事業者は「建物清掃」の1件の最高契約実績が7百5拾万円以上あること。</p> <p>(2)区外業者</p> <p>「建物清掃」に主登録のある業者であること。</p> <p>東京都格付「建物清掃」A級を有すること。</p> <p>公告日以前3年間の官公庁において「建物清掃」の1件の最高契約実績が5千万円以上あること。</p> <p>ISO9000又は14000シリーズの認証を取得していること。</p>

	<p>今回公告する杉並区公告契約第15-2-7000-000007号から杉並区公告契約第15-2-7000-000014号までの委託案件について、入札参加申込件数は本件を含め3件までとする。</p>
申込期間	<p>平成15年02月18日から平成15年02月20日午後5時(区着信時間)まで 締切時間を過ぎての着信は無効とする。</p>
申込方法等	<p>申込方法は次のどちらかの方法とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 インターネットから申込む場合 杉並区公式ホームページ「入札のお知らせ」の「発注案件のご案内」画面において、当該案件の「申込」ボタンを押し、所定の入力を行うことで申込む。 2 FAXで申込む場合 「入札参加申込書」を区役所東棟5階経理課契約担当の窓口で受取り、FAXで申し込む。 申込専用FAX番号3312-2440
入札参加資格の決定	<p>参加資格のない者には、平成15年2月21日までにメール又はファクスで連絡する。平成15年2月21日までに連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。</p>
図面・仕様書等・入札専用封筒の入手方法	<p>仕様書等を宅配便(着払い)で送付する。</p>
質問の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 質疑書は任意の様式とする。 3 質疑書の送付先 区民生活部地域課 ファクス番号5307-0681 4 受付期間 平成15年2月27日 午後1時から午後3時まで 5 回 答 平成15年2月28日 午後3時以降 質疑があった場合のみ参加者全員に回答する。 6 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入札(開札)日時	<p>平成15年03月07日 11時00分</p>
入札(開札)場所	<p>杉並区役所入札室(東棟5階)</p>
入札方法	<p>郵送による。</p>
入札回数	<p>1回(再度入札は行わない)</p>
入札書送付方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札専用封筒を用い、次のいずれかの方法により郵送すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 一般書留 イ 簡易書留 ウ 配達記録郵便
入札書到達期限	<p>平成15年03月05日(杉並郵便局に届く期日)</p>
入札保証金	<p>納付免除</p>

契約保証金	納付免除
低入札価格調査制度	適用しない
積算内訳書の提出	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札書に同封して送付すること。 2 積算内訳書の用紙は仕様書に同封して送付する。
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結期限 平成15年4月1日 2 契約担当者 入札書のあて名は「杉並区長 山田 宏」とする。 3 封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が相違する場合は、無効とする。 4 最低制限価格を適用し、最低制限価格を下回った場合は失格とする。 5 入札の立会い 入札の参加者の中から3名を選定し、立会人とする。立会いの依頼は、入札日前日3月6日に電話にて依頼する。 6 契約実積の契約書のコピーを平成15年2月20日までにファックスで送付すること。 FAX番号3312-2440

入札経過調書 (委託)

平成 15 年度

契約番号 93000134
 契約件名 文書交換業務委託
 入札日時 平成 15 年 3 月 20 日 午後 1 時 0 分
 履行場所 各事業所等
 契約金額 8,363,880 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名							備考
	所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	減価交渉金額(円)	
1	10019577	杉並輸送事業協同組合							
	杉並区	8,151,000	2						
2	10026638	さがみエンジニアリング							
	杉並区	8,724,000	3						
3	10011347	日本通運							落札
	渋谷区	7,965,600	1						
4	10020591	ジェイアール東日本物流							
	杉並区	10,880,000	4						
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (委託)

平成 15 年度

契約番号 93000064

契約件名 昇降機設備保守点検業務委託

入札日時 平成 15 年 3 月 19 日 午前 9 時 50 分

履行場所 杉並保健所

契約金額 1,461,600 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名							備考
	所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	減価交渉金額(円)	
1	10014940	横浜エレベータ							落札
	神奈川県	1,392,000	1						
2	10026964	エス・イー・シーエレベーター							
	台東区	1,440,000	2						
3	10019372	三菱電機ビルテクノサービス							
	新宿区	1,680,000	3						
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									

契約金額は、落札金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

入札経過調書 (委託)

平成 15 年度

契約番号 90000001
契約件名 杉並区立済美教育研究所外16施設清掃業務請負
入札日時 平成 15 年 3 月 5 日 午前 9 時 0 分
履行場所 杉並区堀ノ内二丁目5番26号外
契約金額 25,725,000 円 (税込み)

番号	業者コード	入札業者名							備考
		所在地	第1回金額(円)	順位	第2回金額(円)	順位	第3回金額(円)	順位	
1	10015601	京王設備サービス							
	杉並区	28,223,600	8	26,390,000	2	25,900,000	16		
2	10015717	日誠ビル管理							
	杉並区	28,580,000	13	26,533,000	7	25,200,000	7		
3	10030180	シイ・トウ・シイ							辞退
	杉並区	28,200,000	7	27,100,000	16	2,513,400	1		
4	10015598	協和産業							
	杉並区	28,230,000	9	26,425,000	3	25,865,300	15		
5	10015725	豊栄美装							
	杉並区	28,250,000	10	26,440,000	4	25,780,000	13		
6	10015784	日本環境衛生							
	杉並区	27,985,000	3	26,830,000	12	25,550,000	12		
7	10015580	環境技研							
	杉並区	27,990,000	4	26,880,000	13	25,330,000	9		
8	10015660	清美商会							
	杉並区	28,000,000	5	26,896,000	14	25,223,500	8		
9	10015571	オリエントサービス							随7
	杉並区	27,890,000	1	26,355,000	1	24,500,000	2	24,500,000	
10	10015628	ジェイ・ピー・シーサービス							
	杉並区	28,367,000	11	26,500,000	5	25,428,000	11		
11	10015709	東成興業							
	杉並区	29,000,000	16	26,725,000	10	25,000,000	3		
12	10017701	セロ							
	杉並区	28,500,000	12	26,500,000	5	25,350,000	10		
13	10015610	京浜企業							
	杉並区	28,123,000	6	27,000,000	15	25,198,000	6		
14	10015806	勇和商事							
	杉並区	28,880,000	15	26,700,000	9	25,050,000	4		
15	10016497	ゼネラル産業							
	世田谷区	28,700,000	14	26,670,000	8	25,150,000	5		
16	10017132	日本総合管理							
	新宿区	27,930,000	2	26,800,000	11	25,800,000	14		
17		落札者が辞退したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に基づき、2番札の者と交渉の結果、上記の金額で随意契約を締結する。							

契約金額は、交渉金額に消費税率5パーセントを加算した金額である。

平成 16 年度 杉並区個別外部監査報告書

【 概要版 】

第 1 監査の概要

1 外部監査の事項名

「保育事業」

2 外部監査の視点

保育事業について、事務事業評価及び政策・施策評価の検証を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点から監査を行った。

第 2 監査の結果

1 保育事業全体について

(1) 保育政策の対象者に対するニーズ把握（報告書 P.8）

杉並区内在住の 0 歳から 5 歳児のうち、25%が保育園に通園し、41%が家庭内保育となっている。保育園事業には毎年 80 億円前後の区費を投じているが、家庭内保育向けの主な保育事業である緊急一時保育、一時保育、子育てサポートの事業に投じる区費は年間 38 百万円（平成 14 年度）であり、保育園事業の 0.5%に過ぎない。これを児童一人当たりで見た場合、保育園通園児に投じる区費は 1,587 千円、家庭内保育児の場合は 5 千円であり、300 倍以上もの格差がある。

女性の社会進出や少子化への対応など、保育を取り巻く環境が大きく変化する今日、区が今後の多様化する保育ニーズに適切に対応していくためにはアンケートを採る必要があるが、区はこうしたアンケートを採っていない。小学校入学前の児童のいる世帯に対して保育政策・施策・事業に関するアンケート（保育サービスの周知度、利用経験、利用したときの満足度、利用しない理由など）を採る必要がある。

また、保育サービスが効果的に執行されていることを検証するため、第三者による継続した評価が必要と考える。

(2) 待機児童対策（報告書 P.9）

区は、平成 19 年度までに待機児童数をゼロにするという政策を掲げているが、統計上の「待機児童」には入所必要度の低い児童や、認証保育所ではなく希望の認可保育園に入りたい等のために待機しているとみられる児童が含まれている。これをゼロとするためには、かなりの財源が必要なのは明らかである。保育園事業費と家庭内保育向け事業費との格差はすでに述べた通りだが、統計上の待機児童をゼロにしようとすると、この格差をさらに助長し保育政策全般から見て著しくバランスを欠くおそれがある。

さらに、認可保育園の受益者の負担割合は、他の認証保育所等の保育サービスと比較して少なく、最大 3 倍の格差がある。この格差は認証保育所等があっても利用されず待機児童を増加させる一要因と考えられる。

従って、区の待機児童ゼロ対策の実施に当たっては、次のようにする必要がある。

区の待機児童ゼロ対策における「待機児童」の捉え方を次のようにすること。

- ・ 単純な統計上の数値とせず、入所必要度が一定程度以上の児童とすること。
- ・ 登園可能な距離に認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育、延長保育を実施している幼稚園があり、そこに定員の空きがあるにも関わらず認可保育園を希望して待機しているとみられる児童については、待機児童に含めないこと。

区民の負担の公平感を考えると、認可保育園の保育料を他の認証保育所等の保育サービスと比較して相応の程度まで引き上げること。

(3) 各保育サービスのコスト及び受益者負担の比較（報告書 P.13）

認可保育園、認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育の順で公費負担（国、都、区が負担する額）が少なくなる。限られた財源の中で待機児童の解消を考えた場合、公費負担が少なく経済的に事業を実施できる事業手法を採択すべきである。具体的には、区立認可保育園については指定管理者制度を活用した公設民営への移行、また認証保育所や家庭福祉員、グループ保育等、民間の活用が必要である。

認可保育園の公費負担に対する受益者負担の割合は 24%～33%程度と少なく、認証保育所等の受益者負担割合（29%～75%）と比べて最大 3 倍もの格差がある。さらに認可保育園の保育料は、国基準と比較して区の条例上低く設定されており、国基準の保育料との差は年間数億円に上ると見込まれる。認可保育園の保育料を他の事業と比較して相応の程度まで引き上げ、認証保育所等の民間と同じ土俵で保育サービスを競い合わせるようにする必要がある。

(4) 区立保育園と私立保育園のコストの差について（報告書 P.17）

区立保育園の園児一人当たり事業コストは、私立保育園の 1.7 倍もかかっているが、これは主に正規職員の人件費による違いである。

正規職員の人件費の違いは、主に国基準及び都基準を上回る区の配置基準をさらに上回る正規職員の過剰配置（以下「過配」）や、職員の年齢構成の違いが主な原因である。

過配については見直しをする必要がある。職員の年齢構成の違いに関しては、ベテラン保育士が長年培ってきたノウハウを区立保育園内に限定して活用するのではなく、広く家庭内保育や無認可保育事業に対する指導など区内の保育事業全般の底上げに活用することが必要である。

(5) 指定管理者が行う保育園運営（報告書 P.20）

指定管理者制度を活用した公設民営による保育園運営は、区立保育園よりも経済的に実施できるだけでなく、延長保育や産休明け保育など利用者のニーズに合わせ多様なサービスを実施できることから、有力な保育園運営手法として今後も積極的に増やしていくことが必要である。

2 保育園運営

(1) 児童福祉関連事務（保育実施事務）（報告書 P.22）

保育園に入所している児童は、当然ながら保育要件を満たしていなければならない。区は毎年入所要件を調査するため必要書類の提出を求めているが、監査時点で必要書類の未提出が 34 件あった。

保育園は定員のある行政サービスであると同時に、高額な公費負担が投じられている行政サービスである。このような公費負担も、保育に欠ける児童に対して保育を実施することができて初めて有効なものとなる。従って、入所継続に必要な書類が長期間未提出である場合には、入所要件の具備に疑義が生じていることから、調査等を実施し入所要件を確認する必要がある。

(2) 一般保育運営（報告書 P.24）

区立保育園には、育休・休職及び障害児保育以外の過配職員が 22 名いるが、過配の必要性について合理的な視点から精査する必要がある。

滞納の保育料については、収納システムを改善整備し、また複数名による回収チームを編成して、集中的に戸別訪問による回収作業にあたる必要がある。

(3) 保育園給食運営（報告書 P.28）

保育園給食は、1食当たりの原価が832円と高額であるため、外部委託化や親子方式（ある園で集中的に給食を作り、他の園に配送する方式）の導入によるコスト削減を検討する必要がある。

(4) 園外保育実施（報告書 P.30）

園外保育実施事業は、園児の成長にとって必要とみられ、また利用者も多く、とくに指摘する事項はない。

(5) 0歳児保育（報告書 P.31）

0歳児保育のニーズは高く、0歳児保育の実施園数の拡大や、すでに8ヶ月保育を実施している園については産休明け保育に変更するなど、0歳児保育事業の拡大が必要である。

ただし、杉並区の現在の実態としては、育児休暇明けの1歳児保育の拡大も急務となっている。0歳児保育の拡大の結果として1歳児保育の減少ということにならないように配慮することも必要である。

(6) 延長保育（報告書 P.33）

延長保育のニーズは高い。区は今後毎年2園ずつ実施園数を増やす予定であるが、同時に一部の園については延長保育時間の開設時間をさらに1時間程度延ばすことも必要である。ただし、利用率の低い保育園もあり、そのような保育園は職員体制を見直し、利用率の高い保育園へ異動するなどの効率的な対応も必要である。

延長保育料金についても通常の保育料と同様に、他の認証保育所等の保育サービスと比較すると割安であるため、見直しが必要である。

(7) 障害児保育（報告書 P.39）

障害児保育事業の利用者も多く、有効に機能しており、とくに指摘する事項はない。

(8) 年末保育（報告書 P.40）

年末保育事業は、年末における保護者の就労の必要性に対処する手段として有効に機能しており、利用者も多く、とくに指摘する事項はない。

(9) 保育園維持管理（報告書 P.42）

長期間にわたって、施設の維持管理を経済的・効率的に行うためには、保育課において園別修繕計画を立てると同時に、この修繕計画に合わせた基金の積立を行う必要がある。

耐震工事が未済の保育園については、早急に対処する必要である。

3 認可外保育施設

(1) 認証保育所（報告書 P.44）

認証保育所は、0歳児保育や13時間以上開所などの多様な保育ニーズに対応しており、受託児童数も平成15年度は延べ1,380人いることから、この保育サービスに対するニーズは高い。また、事業の公費負担は一般保育よりも経済的であることから、待機児童解消に向けた有効な事業手法といえる。

ただし、年度の始めには定員に空きがあることから、認証保育所が利用者あるいは潜在的利用者にどのように受け止められ、評価されているのか、早急にアンケートを採る必要がある。

(2) 保育室（報告書 P.46）

保育室は平成17年度より認証保育所に移行することが決まっている。移行に際しては、利用者が満足している限り、運営主体に過度な負担とならないように配慮する必要がある。

(3) 家庭福祉員（報告書 P.48）

家庭福祉員は、公費負担が一般保育、認証保育所よりも少なく経済的であり、また利用者の満足度も高いことから、待機児童解消に向けた有効な事業手法である。ただし、区としては年度の前半の受託率が低くなる原因を把握しておく必要がある。

家庭福祉員は基本的に1人で保育を実施するため児童や保護者との相性に左右される感は否めないが、0歳、1歳、2歳の待機児童解消を考えた場合、保護者に認知されさえすれば有力な解決手法になると考えられ、積極的に家庭福祉員を増やしていく必要がある。

(4) グループ保育（報告書 P.50）

受託率も95%と高く、公費負担も最も少なくすむ事業ではあるが、グループ保育の設立、運営は人的ネットワークによるところが大きくグループ保育室数を大幅に増加させることは考えにくい。積極的に数を増やすよりも、現状通り自発的にグループ化されたものを区が支援する形が望ましいと考えられる。

4 保育支援サービス

(1) 緊急一時保育（報告書 P.52）

緊急一時保育事業は、保護者の病気等突発的な事態に対応する保育事業であり、現状ではこのような事態に対し、常時対処しうる体制を整備していると判断される。また事業の利用者も多く、とくに指摘する事項はない。

(2) 一時保育（報告書 P.55）

一時保育の利用状況は急増している。一時保育の充実は、家庭内保育を行っている保護者の育児に伴うストレス等を緩和し、児童虐待や保育放棄の防止に役立つと思われ、今後さらに実施園を拡充することが望まれる。

(3) 子育てサポート事業（報告書 P.57）

子育てサポート事業のニーズは高いといえるが、およそ未就学児のいる世帯の10人に1人に満たない程度の利用割合であることから、どの程度区民に周知されているか、調査する必要がある。

(4) ファミリー・サポート・センター（報告書 P.58）

利用会員の需要に対して協力会員の数が不足している現状からみて、ファミリー・サポート・センター事業については実際に活動可能な協力会員を増やす必要がある。

(5) 病後児保育（報告書 P.60）

病後児保育という性質上、事業の必要性はあるが利用者は少ない。区は当該事務事業の認知度を高めるとともに、利用者が少ない理由を調査する必要がある。

以上

平成 16 年度
杉並区個別外部監査報告書

「保育事業」

杉並区個別外部監査人

新沢 忠

目次

第1	監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	監査の対象とした事項名	1
3	監査対象部課	1
4	契約期間	1
5	監査を実施した期間	1
6	外部監査の視点	1
7	主な監査手続	1
8	個別外部監査人及び補助者の氏名並びに資格	2
9	利害関係	2
第2	保育事業の概要	3
1	保育政策の体系	3
2	保育施策の内容	4
3	保育事務事業の内容	5
4	事務事業の実施場所等	7
5	待機児童の状況	7
第3	監査の結果	8
1	保育事業全体について	8
(1)	保育政策の対象者に対するニーズ把握	8
(2)	待機児童対策	9
(3)	各保育サービスのコスト及び受益者負担の比較	13
(4)	区立保育園と私立保育園のコストの差について	17
(5)	指定管理者が行う保育園運営	20
2	保育園運営	22
(1)	児童福祉関連事務(保育実施事務)	22
(2)	一般保育運営	24
(3)	保育園給食運営	28
(4)	園外保育実施	30
(5)	0歳児保育	31
(6)	延長保育	33
(7)	障害児保育	39
(8)	年末保育	40
(9)	保育園維持管理	42
3	認可外保育施設	44
(1)	認証保育所	44
(2)	保育室	46
(3)	家庭福祉員	48
(4)	グループ保育	50
4	保育支援サービス	52
(1)	緊急一時保育	52
(2)	一時保育	55
(3)	子育てサポート事業	57
(4)	ファミリー・サポート・センター	58
(5)	病後児保育	60
5	多様化する保育サービスのニーズに対応する今後の区の役割について	62

第1 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の41第1項に規定する長からの要求に係る個別外部監査

2 監査の対象とした事項名

保育事業

3 監査対象部課

保健福祉部 保育課

4 契約期間

平成16年6月19日から平成16年9月30日

5 監査を実施した期間

平成16年6月22日から平成16年9月29日まで

6 外部監査の視点

保育事業について、「杉並区行政評価報告書」（平成16年1月）をもとに、事務事業評価及び政策・施策評価の検証を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点から監査を行った。

7 主な監査手続

- (1) 保育事業について経済性の観点から検証するために、総事業費の内容を吟味し、より経済的に事業遂行に必要な資源を調達する余地はないか検証した。

- (2) 保育事業について効率性の観点から検証するために、活動指標の適切性を確かめ活動指標の実績値の推移を分析するとともに、より効率的に事業を実施する余地はないか検証した。

「活動指標」：事業の活動量を示すものであり、予算が具体的にどのように使われたかを示す。

- (3) 保育事業について有効性の観点から検証するために、成果指標の適切性を確かめ成果指標の実績値の推移を分析するとともに、より有効性を高める余地はないか検証した。

「成果指標」：「その事業は住民にとってどのように役立つのか」という視点を重視し、住民の受ける具体的な便益の度合いを示す。

- (4) 次の施設について現場視察をおこなった。

私立 方南隣保館

区立 中瀬保育園

区立 高井戸保育園

認証保育所 MOMOの家

桃井グループ保育室（保育室モモ）

8 個別外部監査人及び補助者の氏名並びに資格

個別外部監査人	新沢 忠	公認会計士
補 助 者	原島 正之	〃
〃	若原 文安	〃
〃	経塚 義也	〃
〃	山本 秀一	〃
〃	神山 卓樹	〃
〃	小澤 敬生	会計士補

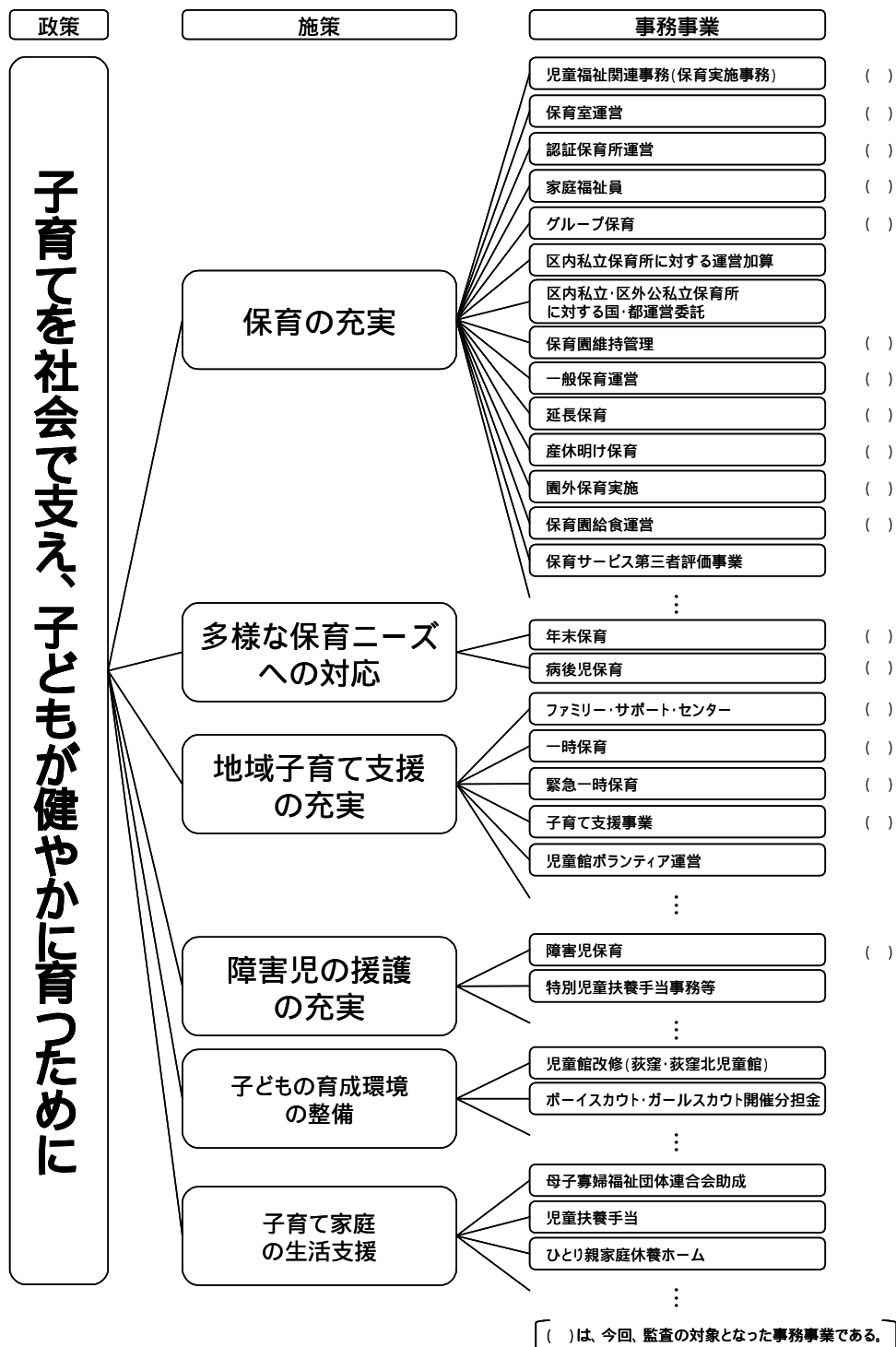
9 利害関係

個別外部監査の対象である事項につき、監査人及び補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 保育事業の概要

1 保育政策の体系

杉並区では、「子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために」という政策を掲げ、以下の政策・施策・事務事業の体系を構築している。



2 保育施策の内容（「平成15年度杉並区施策評価表」より）

施策名	施策の対象	施策の目的	当面の成果目標
保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が昼間労働することを常態としているなどで保育に欠けている児童 ・公私立認可保育園、認可外保育施設等 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労の機会を確保するとともに、認可保育園・認可外保育施設等に在籍している乳幼児が、心身ともに健全に発達できる保育環境を確保する。 ・保育園入所を希望しても入所できない乳幼児を解消する。 ・延長保育ニーズに対応するため、延長保育実施園を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園待機率を減少させる。 平成17年度末目標値：2.5% ・就学前児童数に対する保育園定員の割合を増加させる。 平成17年度末目標値：25% ・延長保育の実施園の割合を増加させる。 平成17年度末目標値：50%
多様な保育ニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前保育園を設置する区内私立保育園・区内公立保育園に入所している児童 ・保育園に入所している児童の保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の解消と保護者の勤務形態の多様化等に対応するため、保護者が出勤や帰宅の途中に立ち寄って、子どもを預けることができる駅前保育園を設置する。 ・保護者の多様な勤務形態、年末の勤務及び子どもが病気の回復期で、集団保育が困難な期間に対応する保育環境が整備され、就労の機会を確保するとともに、児童の心身の健全な発達を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総在籍児童数に対する病後児保育利用登録児童数の割合を増加させる。 平成17年度末目標値：10%
地域子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳までの子どもとその保護者、関係者。区内の児童福祉に関わる地域団体、関係機関。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての心理的、肉体的な負担感を軽減するために、関係機関が連携して子育てを支援すると共に、子育てを地域で支える仕組みを充実させ、子育てを暖かく見守る地域のなかで、親が楽しく子育てができ、子どもたちが伸びやかに育つようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の相談のうち、解決につながった件数の割合を、平成17年度末までに60%にする。 ・児童虐待ケースの相談のうち、関係機関と調整し支援ができた割合を、平成17年度末までに55%にする。 ・身近で一緒に子育てする仲間がいる人の割合を平成17年度末までに90%にする。
障害児の援護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の発達につまずきや障害のある子どもとその保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害や発達につまずきのある子どもの発達を援助し、地域で健常児と共に暮らせるようにする。 ・障害児の保護者が安心して子育てができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児療育対応数を15年度末までに350人に引き上げる。
子どもの育成環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童とその家庭及び児童健全育成に関係する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意見表明を尊重し、子ども自身の参画による児童館行事をはじめ、子ども対象の行事等の企画立案、運営の実施や環境整備を図ることにより、子どもの自主性、自立性、社会性を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブの待機児童数を平成17年度末までに0とする。 ・区内18歳未満の児童のうち、児童センター及び児童館の利用者数を平成17年度末までに7%まで引き上げる。 ・区内の非行率を平成17年度末までに1.5パーセントまで引き下げる。
子育て家庭の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前の児童を養育する保護者 ・18歳未満（一部20歳未満）の児童を養育するひとり親家庭の父・母・養育者 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭の経済的負担を軽減し、良好な環境のもとで子どもが健やかに成長できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に対して、手当の支給や医療費の助成などを行うことによって、経済的な負担を軽減し、安心して出産や養育が行えるようにする。 ・ひとり親家庭に、手当・医療費助成・ヘルパーの派遣・資金の貸し付け・母子生活支援施設（母子寮）への入所など、多面的な支援を行うことにより、ひとり親家庭の子育てを支え、生活の安定と自立の促進を図る。

3 保育事務事業の内容（「平成15年度杉並区事務事業評価表」より）

【施策名：保育の充実】

事業名	対象	活動内容
児童福祉関連事務 （保育実施事務）	保育園入所を希望する乳幼児の保護者	保育園入所の申し込みを受け付け、調査を経て、選考会議で入所児童を決定する。
保育室運営	都と区の定める設置基準を満たした認可外保育施設（ただし杉並区外の施設については、杉並区民在籍施設のみ。）	都と区で受託児童数に応じた委託料を支払う。
認証保育所運営	都が独自の基準により認証した保育園（ただし杉並区外の施設については、杉並区民在籍施設のみ）。	都と区で、認証保育所A型を駅前に開設した場合に開設準備経費として改修経費を補助するとともに、入所児童数に応じて運営費を補助する。
家庭福祉員	子どもの保育について技能経験を有する者で、定められた基準を満たし、区長が認定した者。区内に在住し、就労等で昼間生後6週間以上3歳未満の子どもを養育できない保護者。	保護者の就労等により昼間家庭で保育することができない乳幼児を家庭福祉員が自宅で保護者に代わって保育する。
グループ保育	保育者グループ選定委員会により選出され、運営委託された保育士・教員等の有資格者及び育児経験者による保育者グループ	区民の乳幼児保育需要に応えるために、区が保育施設を整備し、保育者グループ選定委員会により選定された保育者グループに運営を委託する。 保育者グループは地域の子育て支援に参加意欲をもって、児童養育技能と経験を活かして創意工夫ある保育を実施する。
区内私立保育園に対する運営加算	区内私立保育園11園及び分園1園の計12園	私立保育園に対し、国・都で定めた運営費に、区が加算して運営費等を支払う。
区内私立・区外公 私立保育園に対す る国・都運営委託	区が保育の実施を行う乳幼児の在籍する保育園（区内公立保育園を除く）。	左記対象保育園に対し、国及び東京都で定めた保育園運営費を支払う。
保育園維持管理	区立保育園	区立保育園の施設・設備の維持管理、保守を一部委託により実施する。
一般保育運営	保護者が昼間に常態的に労働しているなどで保育に欠けている児童	朝夕保育を含め午前7時30分から午後6時30分まで児童を預かり保育を実施する。
延長保育	保育園入所児童のうち、保護者の就労時間等により延長保育を必要とする児童	午後6時30分から午後7時30分までの間、拠点方式により延長保育を必要とする児童を預かり保育を実施する。
産休明け保育	保護者が昼間常態的に労働しているなどで保育に欠ける児童（産休明けの保護者）	保護者の産休明けから児童を預かり保育を実施する。
園外保育実施	区立保育園に通園する園児	借り上げバス又は交通機関により、秋季及び卒園遠足を実施する。また、プラネタリウムの見学や園庭のない荻窪北保育園における室外保育を実施する。
保育園給食運営	区立保育園に通園する児童	児童に対して、職員が調理した昼食及びおやつを提供する。
保育サービス第三 者評価事業	公立認可保育園	第三者が専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、経営の力等を評価する。東京都が提示する評価項目を基に調査を実施し、評価方法等を検証する。調査内容として、利用者調査（利用者のアンケート調査）、事業者調査（事業者の自己評価と第三者の訪問調査）がある。調査の実施は第三者機関に事業委託する。

【施策名：多様な保育ニーズへの対応】

事業名	対象	活動内容
年末保育	区立保育園に入所している児童で、保護者が労働しているなど保育に欠けている児童。	日曜日を除く12月29日から30日の午前7時30分から午後6時30分（8ヶ月に満たない児童は午前8時30分から午後5時）まで児童を預かり保育を実施する。
病後児保育	病気やケガの回復期で、まだ通園が困難な時期の児童とその保護者 杉並区民・・・保育施設や幼稚園在籍児童	医療機関内に付設された専用スペースに看護師と保育士を配置した施設で病気やケガの回復期の保育をする。 [利用方法] 1 原則として保育課での事前登録 2 前日までの利用予約 3 当日の医師の診断により利用決定

【施策名：地域子育て支援の充実】

事業名	対象	活動内容
ファミリー・サポート・センター	子育て支援が必要な区民とその子ども	子育て支援が必要な区民（利用会員）と援助ができる区民（協力会員）が相互援助活動を行う会員組織を運営する。杉並区社会福祉協議会に事業委託。
一時保育	区内に居住する生後8か月以上小学校就学前の健康な子どもで保護者又は家族が通院、保護者が冠婚葬祭で不在、育児疲れ等の事由で一時的に保育を必要とする者とその保護者。	子育てサポートセンター（5か所）職員が、同センターと指定された保育園の協力を得ながら1時間単位で保育する。
緊急一時保育	保護者の疾病、出産等により緊急に保護を必要とする児童。	保護者の疾病、出産等により緊急に保護を必要とする児童を区立保育園で受け入れる。
子育て支援事業	子育てに不安を持つ区民	子育てに不安を持つ親に対し、育児相談に応じたり、講座の開催、情報誌の発行を通して、子育て情報の提供を行う。 子育てサポートセンターで実施していた体験保育を全保育園に拡大し、「ふれあい保育」として保育園生活を体験し、保育士、看護師、調理職員から子育てのアドバイスをし、保護者の不安を解消する。

【施策名：障害児の援護の充実】

事業名	対象	活動内容
障害児保育	保護者が昼間に居宅外で常態的に労働しているなどで保育に欠けている障害児	障害のある児童を預かり保育を実施する。

4 主な事務事業の実施場所等

(平成16年4月1日現在)

	実施場所等
保育園	区立 44 保育園 (うち指定管理者 1 園)、私立 12 園
認証保育所	5 園
保育室	1 室
家庭福祉員	8 名
グループ保育室	1 室
緊急一時保育	区立 43 保育園
一時保育	区立 5 保育園内の子育てサポートセンター
子育てサポート事業)子育て相談 区立 44 保育園 (うち指定管理者 1 園))子育て啓発 (子育てサポートセンターにて))ふれあい保育 区立 44 保育園 (うち指定管理者 1 園)
ファミリー・サポート・センター	(杉並ファミリー・サポート・センター事務局)
病後児保育	河北総合病院こどもケアセンター
障害児保育	区立 44 保育園 (うち指定管理者 1 園)

5 待機児童の状況

待機児童とは、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが認可保育園に入所できず待機を余儀なくされている児童である。ただし、認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育で保育されている児童は待機児童には含まれない。平成16年4月1日現在、区に待機児童は151名いる。

待機児童数の推移は次の通りである(各年度とも4月1日時点)。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成14年度	21	45	15	23	7	3	114
平成15年度	25	73	50	14	5	6	173
平成16年度	13	50	35	44	4	5	151

第3 監査の結果

1 保育事業全体について

(1) 保育政策の対象者に対するニーズ把握

< 監査結果の総括 >

杉並区内在住の0歳から5歳児のうち、25%が保育園に通園し、41%が家庭内保育となっている。保育園事業には毎年80億円前後の区費を投じているが、家庭内保育向けの主な保育事業である緊急一時保育、一時保育、子育てサポートの事業に投じる区費は年間38百万円（平成14年度）であり、保育園事業の0.5%に過ぎない。これを児童一人当たりで見た場合、保育園通園児に投じる区費は1,587千円、家庭内保育児の場合は5千円であり、300倍以上もの格差がある。

女性の社会進出や少子化への対応など、保育を取り巻く環境が大きく変化する今日、区が今後の多様化する保育ニーズに適切に対応していくためにはアンケートを採る必要があるが、区はこうしたアンケートを採っていない。小学校入学前の児童のいる世帯に対して保育政策・施策・事業に関するアンケート（保育サービスの周知度、利用経験、利用したときの満足度、利用しない理由など）を採る必要がある。

また、保育サービスが効果的に執行されていることを検証するため、第三者による継続した評価が必要と考える。

杉並区における0歳から5歳児までの人口と保育等の概況は次の通りである。区はこのような児童のいる世帯に対して保育事業に関するアンケートを採っていないが、ニーズにあった保育政策・施策・事業を展開するためにもアンケートを実施する必要がある。

歳児	住民基本台帳人数	認可保育園	認証保育所A型	認証保育所B型	保育室	家庭福祉員	グループ保育	幼稚園	から家庭保育等（合計を）か
0歳	3,354	350	12	23	2	9	3		2,955
1歳	3,272	759	16	16	2	2	8		2,469
2歳	3,226	884	19	9		0	4		2,310
3歳	3,326	938	6					1,944	438
4歳	3,221	936	1					2,369	-85
5歳	3,201	945	0					2,362	-106
合計	19,600	4,812	54	48	4	11	15	6,675	7,981
構成	100%	25%	0%	0%	0%	0%	0%	34%	41%

数字は平成16年4月1日時点（ただし、幼稚園は5月1日時点）

データの都合上（時期の違い、外国人登録者、区外利用者等）の関係で、マイナスとなることもある。

(2) 待機児童対策

< 監査結果の総括 >

区は、平成 19 年度までに待機児童数をゼロにするという政策を掲げているが、統計上の「待機児童」には入所必要度の低い児童や、認証保育所ではなく希望の認可保育園に入りたい等のために待機しているとみられる児童が含まれている。これをゼロとするためには、かなりの財源が必要なのは明らかである。保育園事業費と家庭内保育向け事業費との格差はすでに述べた通りだが、統計上の待機児童をゼロにしようとする、この格差をさらに助長し保育政策全般から見て著しくバランスを欠くおそれがある。

さらに、認可保育園の受益者の負担割合は、他の認証保育所等の保育サービスと比較して少なく、最大 3 倍の格差がある（(3) 各保育サービスのコスト及び受益者負担の比較 児童一人当たり公費負担額、受益者負担額表参照）。この格差は認証保育所等があっても利用されず待機児童を増加させる一要因と考えられる。

従って、区の待機児童ゼロ対策の実施に当たっては、次のようにする必要がある。

区の待機児童ゼロ対策における「待機児童」の捉え方を次のようにすること。

- ・ 単純な統計上の数値とせずに、入所必要度が一定程度以上の児童とすること。
- ・ 登園可能な距離に認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育、延長保育を実施している幼稚園があり、そこに定員の空きがあるにも関わらず認可保育園を希望して待機しているとみられる児童については、待機児童に含めないこと。

区民の負担の公平性を考えると、認可保育園の保育料を他の認証保育所等の保育サービスと比較して相応の程度まで引き上げること。

平成 16 年 4 月 1 日現在、待機児童は 151 名いる。区は「すぎなみ五つ星プラン 杉並区基本計画・実施計画」（改訂素案 平成 16 年 8 月、以下「五つ星プラン（素案）」という。）において、待機児童数の目標値を平成 19 年度、22 年度ともに 0 人を掲げており、今後数年間で待機児童を全部解消することを目指している。

待機児童が生じる原因としては、

保育園及び認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育（以下、「保育園等」）の定員数が申込者数に対して不足している場合。

保育園等の定員数が申込者数以上であっても、

- A 地理的な事情により保育園等に通うのが困難（通常の交通手段で 30 分超）な場合。
- B 今後他に入所の必要度の高い児童が入園申込することが見込まれるため、地理的には保育園に通うことができても、入所の必要度が低いことから入所保留となっている場合。
- C 地理的には認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育など認可保育園以外の保育施設に通うことができても、保護者が認可保育園を希望している場合。

などが考えられるが、実際にはこれらの要因が複雑に絡んでいるものと思われる。

区について考えてみた場合、保育園等の定員の空き状況（定員 - 入所児童数）と待機児童数は次の状況にある。表中認可保育園に空きはあるが、この多くは、今後増えることが見込まれる0歳児入園用のものである。

注目すべき点として、認可外の空きが49名ある。151名の待機児童はいるものの、区の保育施策として用意している認可外の保育施設で49名もの空きが生じている。

（平成16年4月1日現在）

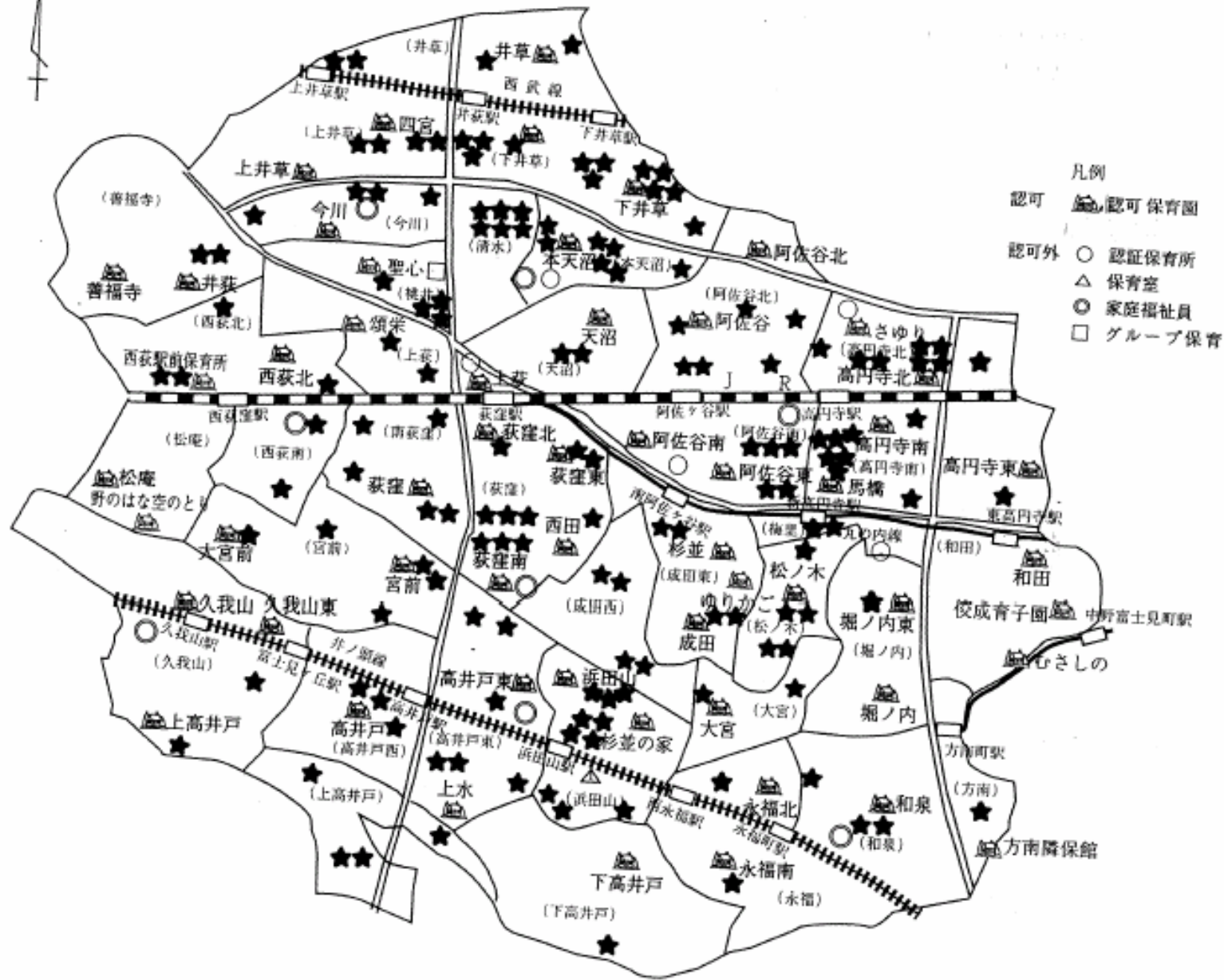
歳児		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
待機児童数		13	50	35	44	9		151	
空き 状況	認可	区立保育園	71	10	8	7	-14		82
		私立保育園	5	13	3	-3	-17		1
		保育園計		110		4	-31		83
	認可 外	認証保育所	27	-4	-8	4	7		26
		保育室	6						6
		家庭福祉員		17					17
		グループ保育		0					0
		認可外計		38		4	7		49
空き合計			148		8	-24		132	
差引き（ - ）			50		-36	-33		-19	
差引き（ - ）			-60		-40	-2		-102	

表中のマイナスは定員超過を意味している。

この認可外の定員の空き49名は、必ずしも地理的な理由により通園できずに空いているというものではない。待機児童の住所（印ひとつにつき1名）と保育園等の所在地を次頁において示しているが、待機児童の住所の近くに空きのある認可外施設が所在していることがわかる。

このようなことから、待機児童151名の中には、数を特定するのは困難ではあるが相当数（最大49名）について、保護者が認可保育園を希望しているために生じているといえる。

認可保育園を希望する理由としては、まず希望の認可保育園に入所できるまで待つだけの余裕（家庭内保育等で対応可能な状況）があり、そのうえで保育料が他の施設に比べて安価なことや、施設の充実（園庭の有無）などが考えられる。



区はこの 151 名の待機児童について、その後の対処状況を調査している。結果は次の通りである。

(平成16年4月1日現在 単位：人)

預け先	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
家庭内保育	10	33	22	26	2	4	97
親類	1	5	1	2	0	0	9
知人・友人	0	0	2	2	0	0	4
同伴企業内託児所	2	7	7	8	0	0	24
認可外保育所	0	5	2	5	0	0	12
緊急一時保育	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	2	1	4
不明	0	0	0	1	0	0	1
合計	13	50	35	44	4	5	151

このように家庭内保育で 97 名が対応しており、一言で「待機児童」といっても、これら全児童が保育の施策目標で掲げる「保護者が昼間労働することを常態としているなどで保育に欠ける」児童では必ずしもないことがわかる。

待機児童を歳児別に見ても、3歳から5歳については幼稚園があり、幼稚園は延長保育も行うようになってきていることから、3歳で44名の待機児童がいるものの認可保育園を利用しなくとも幼稚園を利用すれば良い状況であることがわかる。0歳、1歳、2歳については、とくに認証保育所や保育室、家庭福祉員に空き定員があることから、上述の通り、認可保育園を希望していることが考えられる。

区は待機児童「ゼロ」を掲げているが、このような実情を十分踏まえ、待機児童ゼロ対策における「待機児童」の定義を見直す必要がある。さらに限られた財源の中で定員を増やす必要があることから、より効率的な運営主体への移行（公設民営化や認証保育所等の増設）などが必要である。

歳児別の待機児童対策としては、0歳、1歳、2歳の待機児童の数が多く、認証保育所や家庭福祉員の定員数そのものが少ないことから、効率的な運営主体である認証保育所や家庭福祉員等の増加を検討する必要がある。3歳の待機児童については幼稚園の活用が考えられる。

このほか、認可保育園の受益者負担額は他のサービス（認証保育所、家庭福祉員、グループ保育）と比較しても安価であることや、認可保育園には園庭があることなどが、認可保育園の希望要因になり、結果として待機児童を増やすことになっていると思われる。待機児童「ゼロ」を目指すのであれば株式会社をはじめ様々な運営主体に担ってもらう必要があるが、そのために、区は各サービスの位置付けや棲み分けを明確にした上で整理し、サービスを競い合える土壌を整備する必要がある。この点からも認可保育園の保育料の見直しが必要である。

(3) 各保育サービスのコスト及び受益者負担の比較

< 監査結果の総括 >

認可保育園、認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育の順で公費負担（国、都、区が負担する額）が少なくなる。限られた財源の中で待機児童の解消を考えた場合、公費負担が少なく経済的に事業を実施できる事業手法を採択すべきである。具体的には、区立認可保育園については指定管理者制度を活用した公設民営への移行、また認証保育所や家庭福祉員、グループ保育等、民間の活用が必要である。

認可保育園の公費負担に対する受益者負担の割合は24%～33%程度と少なく、認証保育所等の受益者負担割合（29%～75%）と比べて最大3倍もの格差がある。さらに認可保育園の保育料は、国基準と比較して区の条例上低く設定されており、国基準の保育料との差は年間数億円に上ると見込まれる。認可保育園の保育料を他の事業と比較して相応の程度まで引き上げ、認証保育所等の民間と同じ土俵で保育サービスを競い合わせるようにする必要がある。

0歳児から2歳児の各公私保育サービスのサービス・公費負担、受益者負担額の比較表

	保育時間 (延長含む)	園庭 の有無	給食	児童一人当たり 公費負担額 (千円/年間)	受益者負担額 (通常保育の場合の月額)
認可保育園 (区立)	11時間～12時間	有	有	0歳児：5,586 1歳児：2,782 2歳児：2,522 (1)	区立私立とも 0～57,500円
認可保育園 (私立)	11時間～13時間	有	有	0歳児：4,369 1歳児：2,185 2歳児：2,185 (2)	平均 17,870円 (7)
認証保育所	13時間	無	有	0歳児：1,496 1歳児：1,036 2歳児：1,036 (3)	43,000円～ 60,000円
保育室	平日11時間 土曜7時間	無	有	0歳児：1,303 1歳児：809 2歳児：809 (4)	48,000円と おむつ代
家庭福祉員	8時間30分 時間外可	無	無 保護者が用意	0歳児：966 1歳児：858 2歳児：754 (5)	23,000円
グループ保育	11時間まで	無	有	いずれの歳児も 861 (6)	(11時間保育) 54,000円

(1)
「ざいせい2004」より園児一人当たり公費負担額、受益者負担額を抜粋している。

(2)
次の平成15年度の私立への補助金額について、歳児別児童数をもとに按分して児童一人当たり公費負担額を試算している。

内容	金額
国基準	969,887 千円
都加算	721,647 千円
区加算	284,135 千円
合計	1,975,669 千円

(3)
認証保育所 補助交付額 (月初在籍児童30人として計算)
0歳児 (運営費121,210円 + 加算額3,390円) × 12ヶ月 + 600円 = 1,496千円
1、2歳児 (運営費82,880円 + 加算額3,390円) × 12ヶ月 + 600円 = 1,036千円
開設準備経費の補助については除いている。

(4)
保育室 補助交付額
0歳児 (補助基準額67,400 + 0歳児加算41,200) 円 × 12ヶ月 = 1,303千円
1,2歳児 補助基準額67,400 × 12ヶ月 = 809千円

(5)
家庭福祉員 定員3名家庭福祉員1名の場合
0歳児 利用料65,000 × 12ヶ月 + 期末特別加算 (夏期49,000 + 冬季93,000) / 3名 + 施設・共済費 ((7月から9月) 38,025 × 3ヶ月 + (左以外の月) 33,525 × 9ヶ月) / 3名 = 966千円
1歳児 利用料56,000 × 12ヶ月 + 上記0歳児と同額の期末特別加算、施設共済費 = 858千円
2歳児 47,300 × 12ヶ月 + 上記0歳児と同額の期末特別加算、施設共済費 = 754千円

(6)
グループ保育
(基本委託料525,000円 / 定員15名 + 児童委託料36,750 / 人) × 12ヶ月 = 861千円 (年齢は関係ない)

(7)
被保護世帯及び住民税非課税世帯を含む平成15年度の保育料平均である。

(保育料 1,039,970,390 - 延長保育料 11,391,000) ÷ (区立延入所児童数 44,391 + 私立延入所児童数 13,168) = 17,870 円

被保護世帯及び住民税非課税世帯は全体の 11.0%であり、これらの世帯を除く平均保育料は、20,078 円となる。

このように保育事業全体を見た場合、認可保育園の公費負担が最も多く、認証保育所、保育室、家庭福祉員、グループ保育の順で公費負担が少なくなることがわかる。

また同じ認可保育園でありながら、区立保育園は私立保育園より、0歳児で 1,217 千円、1歳児で 597 千円、2歳児で 337 千円公費負担が多くなっていることがわかる。これについては次の「(4) 区立保育園と私立保育園のコストの差について」で詳述する。

次に受益者の負担額については、最もコストのかかっている認可保育園が平均でもっとも安い、ということがわかる。次の表の通り、認可保育園の公費負担に対する受益者負担割合は僅か 24%~33%にすぎない。これに対して認証保育所では 40%以上の負担割合となっている。認可保育園の料金には応能負担の考えが採用されており、被保護世帯及び住民税非課税世帯など保育料が 0 円の利用者がいることから、受益者負担額の平均は安くなっている。しかしこの点を考慮しても、認可保育園の受益者負担割合と他の保育サービスとの格差は、単純に比較すると最大 3 倍もあり(区立保育園 0歳児の 24%とグループ保育 0歳児の 75%との比較)、認可保育所の受益者の負担額を相応の程度まで引き上げる必要がある。

児童一人当たり公費負担額、受益者負担額表(単位:千円)

		0歳	1歳	2歳
区立保育園 (2)	公費負担額(1)	5,586	2,782	2,522
	受益者負担額	1,316	723	714
	負担割合	24%	26%	28%
私立保育園 (3)	公費負担額(1)	4,369	2,185	2,185
	受益者負担額	1,316	723	714
	負担割合	30%	33%	33%
認証保育所 (3)	公費負担額(1)	1,496	1,036	1,036
	受益者負担額	600	600	600
	負担割合	40%	58%	58%
保育室 (3)	公費負担額(1)	1,303	809	809
	受益者負担額	576	576	576
	負担割合	44%	71%	71%
家庭福祉員 (3)	公費負担額(1)	966	858	754
	受益者負担額	276	276	276
	負担割合	29%	32%	37%
グループ保育 (3)	公費負担額(1)	861	861	861
	受益者負担額	648	648	648
	負担割合	75%	75%	75%

(1)

公費負担額は、前表の「0歳児から2歳児の各公私保育サービスのサービス・公費負担、受益者負担額の比較表」と同一である。

(2)

「ざいせい2004」より園児一人当たり受益者負担額を抜粋している。

(3)

児童一人当たりの受益者負担額は次のように算出している。

私立認可保育園の受益者負担額の決定方法は、制度上区立認可保育園と同一であるため、区立認可保育園と同額としている。認証保育所は平均的な保育料である月額50,000円×12ヶ月、保育室は月額48,000×12ヶ月、家庭福祉員は23,000×12ヶ月、グループ保育は54,000×12ヶ月として計算している。

また最高所得区分に対応した受益者負担額についても国基準の月額80,000円を下回る月額57,500円(3歳未満児)に設定されているように、認可保育園の受益者負担額は、区の平均所得水準以上の利用者に対しても自動的に国基準より低く設定されている。平均所得水準を上回るような利用者に対してまで国基準に比べ低く設定する必要があるのか、検討する必要がある。「国民生活基礎調査」(厚生労働省平成13年)における児童のいる世帯の平均所得額総平均641万円をもとに、これを給与所得者として世帯の平均所得税額を試算すると18万円となる。そしてこれ以上の所得水準の利用者について仮に負担額を57,500円とすると、概算で年間最大8億円程度(仮に負担額を80,000円とすると15億円程度)の受益者負担額の増額が見込まれ、これだけの財源を他の保育サービスに回すことが可能となる。

このような認可保育園に対し認証保育所等の他の保育サービスには応能負担の考えはなく、応益負担で受益者負担額は決まっており、これらのサービスは、不公平な状況で競いあっているということになる。

今後、待機児童の解消を考えた場合、限られた財源の中で認可保育園、認証保育所等の定員数を増やしていくことが必要である。そのためには、区立保育園の効率化は当然のこと、区立保育園より公費負担が少なく経済的に事業を実施できることから、区立保育園の指定管理者制度を活用した公設民営への移行、認証保育所や家庭福祉員、グループ保育等、民間の活用を考える必要がある。また、区はこれらの保育サービスについて政策上の位置付けや棲み分けを明確にすることで、民間の進出を促すとともに、同じ土俵でサービスを競わせるよう、認可保育園の保育料の見直しや他の保育サービスへの補助の見直しを進めていく必要があると考える。

(4) 区立保育園と私立保育園のコストの差について

< 監査結果の総括 >

区立保育園の園児一人当たり事業コストは、私立保育園の 1.7 倍もかかっているが、これは主に正規職員の人件費による違いである。

正規職員の人件費の違いは、主に国基準及び都基準を上回る区の配置基準をさらに上回る正規職員の過剰配置（以下「過配」）や、職員の年齢構成の違いが主な原因である。

過配については見直しをする必要がある。職員の年齢構成の違いに関しては、ベテラン保育士が長年培ってきたノウハウを区立保育園内に限定して活用するのではなく、広く家庭内保育や無認可保育事業に対する指導など区内の保育事業全般の底上げに活用することが必要である。

区立保育園と私立保育園の 4 歳児換算ベースの園児一人当たり事業コストの分析結果は次の通りである。なお、区立保育園については「ざいせい 2004」をもとに試算し、私立保育園については区内某園の平成 14 年度決算データをもとに試算している。

4 歳児換算ベースの園児一人当たり区立保育園と私立保育園の事業コスト比較表

(単位：千円)

内訳		区立(1)	私立(2)	(1) - (2)
人件費	正規職員	614	303	312
	パート等	38	66	-28
減価償却費		7	0	7
その他の経費		100	83	18
合計		760	451	309

このデータからわかるように、4 歳児換算ベースの園児一人当たり事業コストをみると、区立保育園では年間 760 千円であるのに対し、私立保育園では年間 451 千円であり、309 千円の差があり、1.7 倍も開きがある。

この事業コストの差は主に、人件費によるものである。とくに正規職員の人件費についてはほぼ倍（614 千円 / 303 千円 = 2.0）の差があり、区立保育園の方が 312 千円多い。一方、パート等の人件費は私立保育園の方が 28 千円多く、私立保育園の方がパートを活用して人件費を抑制していることが考えられる。

そこで、事業コストの差の主たる原因である正規職員の人件費について検証する。人件費は次のように表すことができる。

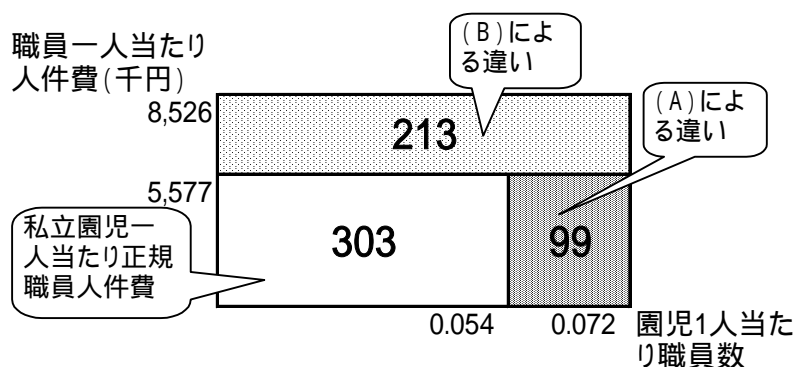
園児一人当たり人件費

$$= \text{園児一人当たり職員数 (A)} \times \text{職員一人当たり人件費 (B)}$$

園児一人当たり職員数 (A) について、4 歳児換算ベースで比較をすると、区立保育園では 0.072 人、私立保育園では 0.054 人であり、1.3 倍程度（0.072 / 0.054 = 1.3）の差が生じている。これは主に、私立では保育士についてパートを活用していることや、区立保育園では正規職員の保育士を過配していることが原因である。

職員一人当たり人件費（B）については、区立保育園は 8,526 千円、私立保育園は 5,577 千円であり、この差は 1.5 倍程度（8,526 千円 / 5,577 千円 = 1.5）となっている。

これらの事実をもとに園児一人当たり正規職員人件費の差である 312 千円を分析すると、99 千円がこの園児一人当たり職員数（A）の違いにより生じており、213 千円がこの職員一人当たり人件費（B）の違いにより生じていることがわかる（下図参照）。

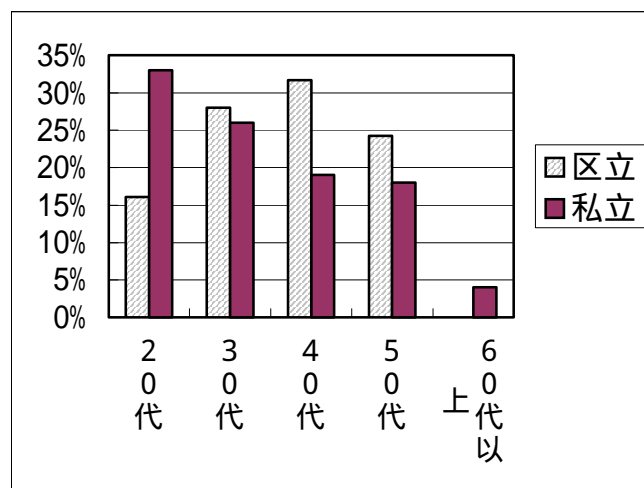


ここで、職員一人当たり人件費（B）について検証すると、区立保育園の職員の人件費は、杉並区職員の給与に関する条例で定まっており、年功序列型の給与体系である。私立保育園の給与体系は明らかではないが仮に都や区の職員給与並にしているとしたら、職員一人当たり人件費（B）の違いは、主に年齢の違いが考えられる。

そこで年齢構成割合を見ると、次の表の通り、20代の職員割合は、区立が16%であるのに対し、私立は33%にも上っており、私立の職員の方が若い。

職種別 年齢別 正規職員数（単位：人）

	区立	私立
20代	16%	33%
30代	28%	26%
40代	32%	19%
50代	24%	18%
60代以上	0%	4%
合計	100%	100%



このことが、職員一人当たり人件費（Ｂ）の違いの主たる原因であり、同時に区立保育園と私立保育園の事業コストの差の主たる原因と考えられる。

このように区立保育園と私立保育園のコストの差は、職員の年齢構成による違いが大きいといえる。職員の年齢層に応じた役割はあると思われるが、ベテランになれば保育のノウハウが蓄積される。ベテラン職員が長年培ってきたこのノウハウを区立保育園内の保育士として限定して活用するのではなく、広く家庭内保育への支援や、ベビーホテルなどの認可外保育事業者に対する積極的な指導・育成に活用していくことが必要と考える。

(5) 指定管理者が行う保育園運営

< 監査結果の総括 >

指定管理者制度を活用した公設民営による保育園運営は、区立保育園よりも経済的に実施できるだけでなく、延長保育や産休明け保育など利用者のニーズに合わせ多様なサービスを実施できることから、有力な保育園運営手法として今後も積極的に増やしていくことが必要である。

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行した。

これまで「公の施設」の管理運営は、直営で行うかあるいは区の出資法人に委託するしか方法がなかったが、指定管理者制度移行により、「公の施設」を民間事業者等に管理を行わせることができるようになった。区はこの制度を活用し、平成 16 年 4 月より高井戸保育園において指定管理者制度を活用した公設民営による運営を開始した。

この高井戸保育園を現場視察したが、指定管理者はこれまでの私立保育園運営のノウハウを活用し、安定的に運営しているという心証を得た。

指定管理者制度を活用した公設民営への移行は、次の点で優れた事業実施手法といえる。

経済的にサービスを提供できること。

指定管理者に対しては、「杉並区高井戸保育園の管理運営に関する協定書」に基づき委託料が支払われるが、その算定根拠は区が私立保育園に支払うものと同一である。したがって、公設民営の公費負担は、施設の設置に関する公費負担を除けば、「(3)の各公私保育サービスのサービス・公費負担、受益者負担額の比較表(以下、「サービス・公費負担等比較表」)」の私立保育園と同様の公費負担であり、区直営の保育園よりも安い 8 割程度(0 歳児 4,369/5,586 = 78%、1 歳児 2,185/2,782 = 79%、2 歳児 2,185/2,522 = 87%)の公費負担で実施することができ、経済的である。

多様なサービスに対応可能なこと。

高井戸保育園では、次のような多様なサービスを実施している。

A 延長保育

他の区立保育園で延長保育を実施している園は、43 園中 21 園であり、半数以上が延長保育を実施していない。しかも、これらの延長保育は、午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分である。これに対し、高井戸保育園の延長保育は、20 時 30 分までとさらに 1 時間長く行っている。

B 産休明け保育

他の区立保育園で 0 歳児保育を行っているのは 43 園中 29 園であり、さらにこのうち産休明け保育を実施しているのは 11 園である。このように他の区立保育園では実施割合の低い産休明け保育を高井戸保育園では行っている。

指定管理者が行う保育園運営の場合、経済的に事業を実施できるだけでなく、職員の勤務体制がフレキシブルであることから、延長保育、産休明け保育など、利用者のニーズにも対応可能である。

さらに高井戸保育園ということではないが、指定管理者という民間事業者であれば、保育士の給与体系も、指定管理者がニーズに合わせて独自に効果的なものを作り上げることが可能である。

今後、区立保育園の老朽化に伴う建て替えや、職員の退職の増加などに合わせて、指定管理者が行う保育園運営を有力な保育園事業の運営手法として活用していくことが必要である。

2 保育園運営

(1) 児童福祉関連事務（保育実施事務）

児童福祉関連事務では、保育園入所の申込を受け付け、調査を経て、選考会議で入所児童を決定している。

< 監査結果の総括 >

保育園に入所している児童は、当然ながら保育要件を満たしていなければならない。区は毎年入所要件を調査するため必要書類の提出を求めているが、監査時点で必要書類の未提出が34件あった。

保育園は定員のある行政サービスであると同時に、高額な公費負担が投じられている行政サービスである。このような公費負担も、保育に欠ける児童に対して保育を実施することができて初めて有効なものとなる。従って、入所継続に必要な書類が長期間未提出である場合には、入所要件の具備に疑義が生じていることから、調査等を実施し入所要件を確認する必要がある。

経済性の検証

総事業費の96%が正規職員の人件費であるが、この事務は保育園入所の選考を公正・厳密に行う必要があることから正規職員が行うべき事務であり、また正規職員の給与体系は条例により定まっているため、経済性について、とくに指摘すべき事項はない。

効率性の検証

当該事務事業は、保育園入所受付から選考までの業務が主たるものであるから、活動指標としては、延在籍児童数よりも申込者数のほうが適切と考えられる。

また、入園に関する業務自体は12月から3月に集中しており、比較的業務に余裕のある夏場には、保育料滞納整理業務へ重点をおいていることから、これに関する活動指標も取り込むことも考えられる。

有効性の検証

A 有効性全般

当該事務事業は保育園運営に当然に必須のものである。

B 保育を受けている児童は保育の必要な児童か

区では一度保育園に入所すると、たとえ後から入所必要度について在園児よりも高い児童が出てきても、保育の継続性という観点から、在園児をそのまま継続して入所させており、必要度に応じて入れ替えるということはない。

ただし、在園児についてもその家庭状況が変化する可能性があり、中には保育園が預かる必要がなくなることもあるため、定員という限られたサービスを有効に活用すべく区は定期的に児童の家庭状況について調査している。

すなわち、平成 16 年度入所分については、平成 16 年 1 月 27 日に、区長から保護者へ保育園を継続して利用する理由の確認と保育料を決定するために、家庭状況票と課税証明書等の提出を求めている。提出期限は、平成 16 年 2 月 10 日（確定申告をしている場合は 3 月 4 日）までとしている。

16 年度は、新規申込が約 1,300 件、継続申請が約 4,000 件あった。平成 16 年 7 月 8 日現在（提出日締切日 3 月 4 日より 126 日遅延）、このうち 34 件（児童数にして 45 名）について、家庭状況票や所得状況を示す書類の提出がない状況であった。これらの保護者の状況について関係書類を閲覧したが、その多くは家庭状況票や確定申告書の写しなどの提出ができないことについて合理的な理由が見出せず、むしろ意図的に提出を拒んでいると思われるものすらあった。

このような保護者について、区は児童福祉法施行令第 9 条の 3、杉並区保育の実施に関する条例第 2 条、杉並区保育の実施に関する要綱第 2 条に掲げる保育の実施基準を満たさないものとして、杉並区保育の実施に関する要綱第 19 条に基づく調査を行い、児童福祉法第 33 条の 4 に基づく説明を行ったうえで、杉並区保育の実施に関する要綱第 17 条により保育実施の解除を行うことができる。

平成 16 年 7 月現在、調査を 1 件実施中であるが、長期間にわたって入所継続に必要な書類が未提出である場合には、悪質な事例に準ずるものとして、調査等の実施が必要である。また、悪質な事例、これに準ずる行為に対しては、区が断固とした姿勢を見せることで、入所要件に関して虚偽の申請をする区民を事前に排除することが必要である。

C 成果指標の適切性

成果指標が「入所実施率 = 新規入所児童数 ÷ 申込者数」となっているが、新規入所児童数自体は、施設の面積や保育士数等が制約条件となって決められるものであり、当該事務事業を担当している入園相談係の裁量でいくらでも増やせるというものではない。また、申込者数が増えれば増えるほど入所実施率は低下していく。そのため、これを成果指標とすることは不適切と思われる。

代わりに、少なくとも入所必要度の高い待機児童は入所させているということを成果として示すために、入所判定時の必要度別の待機児童数を成果指標とすることも考えられる。

(2) 一般保育運営

一般保育運営では、朝夕保育を含め午前7時30分から午後6時30分まで児童を預かり保育を実施している。

< 監査結果の総括 >

区立保育園には、育休・休職及び障害児保育以外の過配職員が22名いるが、過配の必要性について合理的な視点から精査する必要がある。滞納の保育料については、収納システムを改善整備し、また複数名による回収チームを編成して、集中的に戸別訪問による回収作業にあたる必要がある。

職員体制

平成16年4月1日現在、保育園職員は878名いる。このうち保育士は729名おり、国基準に都および区の加算をしたベースの定員660名(国基準460名+都基準106名+区基準94名=660名)を69名上回っている。

保育運営は、極めて労働集約型のサービスであり、人手が多ければ多いほどサービスを利用している保護者等の満足度は高まる可能性はあるが、一方で待機児童への対応や効率的な運営、区立保育園以外の保育施設との公平性等の兼ね合いもあり、過配は問題を含んでいると思われる。そこで、この69名の増員理由についてヒアリングした結果、次の通りであった。

増員理由	人数
育休・休職	32
児童定員109名の園で朝夕保育率が高い2園	2
勤務ローテーションにおいてとくに当番回数が多い5園	5
園庭が屋上にあり、3階建てと同様な利用形態を取っているため保育運営が難しい11園	1
上記以外で朝夕保育率が高い9園	9
0、1、2歳児の延長乳児がいるため	2
障害児保育をおこなうため	15
その他	3
合計	69

A 職員体制に関する経済性

育休・休職の32名については、現在の保育士の年齢構成を勘案しても、今後も保育士の育休等は継続して発生することが見込まれるため、必要なものと思われる。

また、障害児保育に関する過配15名についても、区は障害児の介助度の基準である3区分を独自に設け、これに基づき職員を過配しているものである。

これを定員としてとらえるとかえって定員管理が固定化してしまうおそれもあり、障害児保育の状況を勘案すると、現時点で多い少ないの判断は慎重にならざるをえない。

残りの過配職員 22 名については、主に朝夕保育に対応するための人員である。しかし、朝夕保育については現在すでに年間 245,831 千円をかけて「朝夕保育保育士」のパート等を採用していることから、経済性の観点からは今後パート対応を進めることも考えられる。ただし、その際には、まず過配の必要性について合理的な視点から精査し、次いでパート保育となることで経済性を確保することにより、有効性（顧客満足度）を損なうことにならないか検討していく必要がある。

B 職員体制に関する効率性

育休・休職及び障害児保育以外の過配職員が 22 名いるが、他の事情を考慮せずに単純に職員を効率的に活用するという視点に立った場合、これだけの保育士がいれば新規に 1~2 園程度の保育園が開設できるのではないかという見解もある。

このような見解に対する説明を果たすために、労働集約型の保育サービスに関する顧客満足度との兼ね合いに留意しつつ、現在の過配の必要性について合理的な視点から精査する必要がある。

今後 10 年間で 213 名もの保育園職員が定年退職を迎える予定である。現在のように朝夕保育の職員シフトがスムーズにいかないような状況を鑑みると、職員の退職にあわせ、職員シフトがスムーズに対応可能な公設民営型の保育園等に移行していくことも検討する必要がある。

滞納保育料

A 現在の滞納状況

保育料の調定額・滞納額・不納欠損額の推移は、以下の通りである。

(単位：千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
調定額	1,072,687	1,084,150	1,014,114	1,071,411	1,091,762	1,106,090
収入済額	1,011,593	1,013,957	936,975	994,593	1,016,482	1,038,658
不納欠損額	7,015	5,642	7,512	6,962	9,160	11,697
収入未済額	54,078	64,550	69,626	69,855	66,120	55,734
収入未済の件数	4,365	4,847	5,277	5,230	4,989	4,521

平成 15 年 4 月に収納担当（構成員 1 名）を設置し、滞納保育料の回収業務を行ったところ、毎年 5 百万円から 7 百万円程度であった回収実績が

増加して 10 百万円となり、滞納の残高も平成 14 年度の 66 百万円から 55 百万円へと減少している。

B 現在の滞納管理手続の概要

従来、区では保育料の滞納者に対し、納期限 1 ヶ月超の場合に督促状を郵送している。その督促状発送後 1 ヶ月を超えて未だ滞納である場合には、催告状を郵送している。区立保育園では 2 回目以降の催告手続については、手渡しによっている。

収納担当は、戸別訪問に先立ち、収納システムから滞納者の滞納金額、発生月、家族構成、住所等の個人情報にあたる滞納者調書を手作業により作成している。

区には保育児童を管理するためのシステムがあり、このシステムに収納データをリンクさせる機能は付いているものの、収納に関する開始データが整備されておらず利用できない状況である。そのため滞納者調書が自動的に作成されず、滞納者からの問い合わせに対しても迅速な検索ができないなど、システムの未整備のために、単純なデータベースであるにも関わらず作業が非効率である。

C 滞納解消のための施策

) システムの整備

- ・ 滞納者調書につき、滞納解消事務の効率化のために収納システムから名前検索するだけで自動作成できるシステムを構築することが望ましい。
- ・ 滞納の発生が即座に把握できるシステムにすることが望ましい。

) 組織（体制）の不備、兼務から専任へ、担当者の補充

- ・ 滞納の保育料については、時間が経過するほど回収率が悪くなるので、現行の 1 人体制よりも複数名による回収チームを編成し、集中的に戸別訪問による回収作業にあたる必要がある。
- ・ 滞納保育料回収時の差し押さえ等に備え、滞納者に対する財産調査も行う必要があると考えられる。
- ・ 保護者が在宅の時間というのは、そもそも昼間労働していることが常態であることから、戸別訪問や電話連絡を現行の勤務時間外におこなえるよう、勤務体制の変更（フレックス導入）の検討も考えられる。

) 催告手続

- ・ 今後、私立においても園長からの催告書手渡しを検討することが望まれる。

) 延滞金の徴収

- ・ 保育料の滞納については、延滞金を付けることが可能である。現状では、延滞金を徴収していない。滞納保育料を事前に防止する観点から、滞納した場合には年間 14.6%（日歩 4 銭）の延滞金の徴収を検討することが望まれる。

D 活動指標の適切性

当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

当該事務事業では区立保育園の運営を行っており、その利用状況から見ても、「保育の充実」の施策に貢献しており、有効に機能しているといえる。

B 成果指標の適切性

成果指標について、事務事業評価では「入所実施率 = 新規入所児童数 ÷ 申込者数」としているが、この指標だけではなく、申込者数そのものや、保育園利用者の満足度を掲げることが考えられる。区は保育サービスについて第三者評価を実施している。「平成 15 年度 保育園サービス第三者評価事業報告書」によると、総合満足度は次の通りであった。

区分	割合
大変満足	20.5%
満足	44.2%
どちらかといえば満足	23.6%
どちらかともいえない	7.1%
どちらかといえば不満	3.0%
不満、大変不満、無回答	1.6%

今後、このような第三者評価結果を成果指標に活用することが考えられる。

(3) 保育園給食運営

保育園給食運営では、区立保育園に通園する児童に対して、職員が調理した昼食及びおやつを提供している。

< 監査結果の総括 >

保育園給食は、1食当たりの原価が832円と高額であるため、外部委託化や親子方式（ある園で集中的に給食を作り、他の園に配送する方式）の導入によるコスト削減を検討する必要がある。

経済性の検証

以下の前提により給食の1食当たりのコストを計算した。

- ・ 登園児童に昼食とおやつを毎日提供しているが、おやつは昼食の半分程度に相当するものと仮定した（昼食とおやつで1日1.5食と計算することになる）。これに通常保育の延べ利用児童数を乗じて食事提供回数を計算する。
- ・ さらに、延長保育時には、延長補食1食分を提供しているが、延長補食はおやつと同様、昼食の半分程度に相当すると仮定した。これに延長保育についての延利用児童数を乗じることで、延長保育に関する食事提供回数を計算する。また延長保育を申し込んだ児童でも、延長保育を利用しない日（18時30分以前に帰宅するケース）もある。しかし、延長補食を準備する時間帯は園によってまちまちで、18時30分までに帰宅した児童でも、延長補食を利用する児童と利用しない児童がいる。そこで、延長保育を申し込んでいるが、18時30分までに帰宅した児童に対する延長補食数については、延人数を2で除した数をもって計算する。
- ・ 1食当たりの原価は均一とする。

平成14年度の出席延児童数については823,443人だったので、通常保育における食事提供回数は、1,235,164食（=1.5食×823,443人）となる。

また、平成14年度の延長保育に関する実施状況と補食回数、食事提供回数の推定値は以下の通りである。

退園時間	利用数	補食回数	食事提供回数
～18:30	23,781	11,891	5,945
～19:00	18,361	18,361	9,181
～19:30	28,738	28,738	14,369
19:31～	4,159	4,159	2,080
合計		63,149	31,574

したがって、平成14年度の総食事提供回数は、
1,235,164食 + 31,574食 = 1,266,738食である。

以上より1食当たりのコストは、以下ようになる。

総事業費 1,054,309 千円 ÷ 1,266,738 食 = 832 円 / 食。

このように、上記の前提はあるが1食当たり832円にもなる計算である。これは食材費・人件費を含んでいるが、データ管理上区分できなかった光熱水費を含んでいない原価ベースの計算であり、高額と判断される。

このように給食の原価が高額となる主な原因は、人件費にある。総事業費1,054,309千円のうち74%を占める782,228千円が人件費である。

経済性を考えた場合、直営ではなく外部委託ということが考えられるが、その場合には、いうまでもなく歳児別調理、適時適温、アレルギー対策も考慮した給食に対応するというサービスの質も維持したもので検討することが必要である。

効率性の検証

効率性を考えた場合、親子方式も考えられる。この場合も歳児別調理、適時適温、アレルギー対策も考慮した給食に対応するというサービスの質も維持したもので検討することが必要である。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

昼食やおやつは、園児の成長のために必要不可欠なものであり、「保育の充実」のための事業として有効といえる。

B 成果指標の適切性

当該事務事業における成果指標は、厚生労働省からの通達である歳児別のエネルギー所要量と、当該通達に対して体格等を考慮し、杉並区で新たに見直しを図った区所要量との比率である。区所要量は、栄養士の資格を持つ杉並区保育課の職員により、児童の実態に応じて決定されている。

この指標は、厳密には杉並区給食運営に関する満足度というわけではないが、国基準よりも杉並区の基準が高い（又は低い）ことを示すものであり、区民にとっては当該指標が高ければ高いほど満足度が高くなることが考えられる。したがって、現在の指標でも許容されるものと考えられる。ただし、本来であれば、この区所要量を各保育園が遵守しているかどうかの状況を調査し、当該遵守率を指標と設定することが望ましい。

また、成果指標が一つしか設定されていないが、食事の提供は保育サービスにとって重要な位置付けにあると考えられ、指標をさらに設定するのが望ましい。例として、完食する率（=子供が完食できた食事数÷準備した食事数）や、その裏から見た残飯量（マイナス指標）なども考えられる。

(4) 園外保育実施

園外保育実施では借り上げバス又は交通機関により、秋季及び卒園遠足を実施する。また、プラネタリウムの見学や園庭のない荻窪北保育園における園外保育を実施している。

< 監査結果の総括 >

園外保育実施事業は、園児の成長にとって必要とみられ、また利用者も多く、とくに指摘する事項はない。

経済性及び効率性の検証

事業費の内容は、主に借り上げバス代や施設利用料等であり、とくに問題はない。

また、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

当該事務事業では遠足等を行っているが、その参加率は 90%以上と高い。また、通常の園内保育のみでは得られない体験も期待でき、園児の成長にとって必要とみられ、「保育の充実」のための事業として有効といえる。

B 成果指標の適切性

成果指標である園外保育参加率が年々99%から 96%へと平成 12 年度から 14 年度にかけて下がっているが、これは天候の影響によると考えられ、とくに問題となる事項ではない。

ただし、天候のように不可抗力による影響は成果指標に反映すべきではないことから、分子分母から対象者数を除外すべきであると考ええる。

なお、園外保育については、児童の保護者から日程等について事前調査を行い、園外保育の参加率を高める努力（および実施場所の選考）を区は行っており、望ましいものといえる。

(5) 0歳児保育

0歳児保育は、保護者の産休明け（9週目以上、57日目以上）から児童を預かり、保育を実施しているほか、8ヶ月以上の児童を預かり、保育を実施している。

< 監査結果の総括 >

0歳児保育のニーズは高く、0歳児保育の実施園数の拡大や、すでに8ヶ月保育を実施している園については産休明け保育に変更するなど、0歳児保育事業の拡大が必要である。

ただし、杉並区の現在の実態としては、育児休暇明けの1歳児保育の拡大も急務となっている。0歳児保育の拡大の結果として1歳児保育の減少ということにならないように配慮することも必要である。

経済性及び効率性の検証

産休明け保育の主たるコストは人件費であり、これについては、前述「(2)一般保育 職員体制」と重複するため省略する。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

区立保育園の0歳児保育については、待機児童数から見てもニーズは高く、次の)、) の通りさらに拡大する必要がある。

) 産休明け保育の開始時期

産休明け保育のサービス開始時点について、一部の私立保育園では7週目以上保育があるのに対し、区立保育園は9週目以上からであり、サービス開始時点に差がある。これについて、労働基準法第65条によると、8週間の産後休暇が企業には義務付けられており、またここ数年私立における7週目保育の利用はない。このように保育の必要性が大きいと考えられる産休明け保育について、現状の区立保育園のサービス開始時期（9週目以上）でも、とくに問題はないと思われる。

) 8ヶ月以上保育から産休明け保育への変更

0歳児保育にはその開始時期の点から、産休明け保育と、8ヶ月以上保育とがあるが、区立保育園における内訳は、9週目以上が12園（うち指定管理者1園含む）、8ヶ月以上が18園となっている。一方、私立保育園での0歳児保育サービス実施園の内訳は、7週目以上が2園、9週目以上が7園、4ヶ月以上が1園、6ヶ月以上が1園となっている。このように、私立保育園のほうが概してサービス開始時点が早い、といえる。

平成14年4月1日現在の0歳児待機児童数は21人であったが、年度途中の平成15年1月1日現在には115人となっているように、年度途中の出産によって0歳児待機児童数は増える。

0歳児の待機児童解消のためには、区立保育園での8ヶ月以上保育を9週目以上から実施する、または私立保育園がすでに実施しているように4ヶ月以上や6ヶ月以上のサービスへ変更する、といった措置を講ずる余地がある。

) 0歳児保育サービスの拡大

0歳児保育サービス全体としては、私立保育園では12園中11園が実施しているのに対し、区立保育園は44園中30園で実施(うち指定管理者の1園実施分含む)している。

待機児童の解消を目指すのならば、0歳児保育サービスの受入実施園の拡大が必要と考えられ、現在0歳児保育を実施していない区立の14園については、0歳児保育の開設が必要である。その際には事業を経済的・効率的に実施するために、過配職員を活用することも考えられる。

ただし、年度初めから年度半ば頃までは0歳児の入園児は比較的少ないことから、この間の効率的な人員体制も合わせて検討する必要がある。加えて、育児休業法の改正により、平成14年4月1日から育児休暇の取得が1年から3年に伸びたものの、杉並区の現在の実態としては、育児休暇明けの1歳児保育の拡大も急務となっている。0歳児保育の拡大の結果として1歳児保育の減少ということにならないように配慮することも必要である。

B 成果指標の適切性

産休明け保育に関する成果指標として、「利用率(産休明け保育児童数÷産休明け保育申請者数)」と「定員率(産休明け保育児童定員数÷総児童定員数)」が採用されている。「利用率」は、保護者が満足していればその分当該比率が上昇するもの、と考えられるので、当該指標を使用すること自体に問題はない。また「定員率」は他区との比較においても有効である。

ただし、成果指標は本来、サービス受給者の満足度にあたる指標が上げられるべきなので、顧客満足度も成果指標に加える必要がある。

さらに0歳児保育の充実度合いを見るのであれば、定員数そのものもあつた方がよいと思われる。

(6) 延長保育

延長保育では、午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分までの間、拠点方式により延長保育を必要とする児童を預かり、保育を実施している。実施園数は次の通りである（平成 16 年 4 月 1 日現在）。

区立保育園 全 44 園中 22 園（うち指定管理者 1 園）
私立保育園 全 12 園中 10 園

< 監査結果の総括 >

延長保育のニーズは高い。区は今後毎年 2 園ずつ実施園数を増やす予定であるが、同時に一部の園については延長保育時間の開設時間をさらに 1 時間程度延ばすことも必要である。ただし、利用率の低い保育園もあり、そのような保育園は職員体制を見直し、利用率の高い保育園へ異動するなどの効率的な対応も必要である。

延長保育料金についても通常の保育料と同様に、他の認証保育所等の保育サービスと比較すると割安であるため、見直しが必要である。

経済性の検証

A 延長保育時の職員体制

延長保育事業は、現在の 11 時間保育をさらに延長するものである。そのため 8 時間勤務を基本とする保育士の勤務体制では、スムーズな対応は困難なため、現在、職員配置については定員数を基準として、定員 24 名までの園については常勤 1 名、パート 2 名、定員 25 名からは常勤 1 名、パート 3 名というシフト体制を組んでいる。可能ならばシフト体制を工夫することにより対応することが追加的な支出を防ぐという意味で経済的には望ましいが、それが困難な場合には、パート保育を現在同様引き続き活用していくことが考えられる。

B 延長保育料

延長保育料は、通常の保育料の概ね 10% 程度であり、通常の保育料と同様に所得階層によって決定され、月額 0 円～5,700 円の範囲内である。一方、私立保育園については、各保育園で決定されるということになってはいるものの、実質は区立保育園の延長保育料と同等の金額である。

これに対し、他の保育サービスの延長料金の試算結果は次の通りである。

種別	延長保育料（月額換算 1 回 1 時間、月 24 日換算）
認証保育所	12,000 円
保育室	10,000 円
家庭福祉員	12,000 円
グループ保育	9,600 円

このように認可保育園の延長保育料は、他のサービスと比較しても割安（0%～59%程度の負担）となっており、延長保育料の見直しが必要である。

効率性の検証

平成 15 年度の延べ利用児童数 63,295 人、年間開所日数合計 246 日により、一日平均約 257 人が利用している計算になる。これは、延長保育定員合計 424 人の約 61%にあたる。実質的な利用率は約 64%である（一日当たり利用者数約 257 人÷利用登録者数 399 人=64%）。延長保育のニーズの高い園では拡充を検討するとともに、稼働率が低い園については見直しも必要と思われる。

稼働実績が低いところは、松庵保育園・荻窪東保育園・荻窪北保育園・井草保育園・下井草保育園等である。松庵保育園・荻窪東保育園については、平成 15 年度から延長保育サービスを開始した。過去の例においても延長保育サービス開始時の利用者は少ない。これは、今まで延長保育がなかった園の既存利用者にとっては、延長保育を利用しなくてもそれ程大きな支障は感じていなかったことが原因として挙げられる。ただし年度を重ねるごとに新規児童の入園や既存利用者による延長保育の利用が想定されるので、許容されるものと考えられる。

次に荻窪北保育園については、周囲に上荻保育園、天沼保育園、阿佐谷南保育園があり、3 園とも延長保育を実施しており当該地域でのニーズの高さ及び 3 園の延長保育の混雑緩和を目的として、延長保育が実施されているものである。しかし、定員設定においてニーズ把握が不十分であったために稼働実績が低くなっている。この荻窪北保育園の定員は、0 歳児が 9 人、1 歳児が 9 人、2 歳児が 9 人、3 歳児が 12 人、4・5 歳児がともに 31 人となっている。延長保育サービスは満 1 歳になってから受けることができるが、1 歳児の入園者というのは概して延長保育サービス自体が設定されていない 0 歳児からの継続利用が多い。また、2 歳児についても 0 歳児からの継続利用が多いのが現状である。延長保育に関しては、延長保育に対する保護者のニーズを各園長が聞き取り、これを考慮して開始したものであるが、当該園においては、実際の利用度は低かった、というのが実態である。結局、保護者側としては、延長保育という枠があり、心理的安心が欲しかった、というのが実情のようである。

最後に井草保育園および下井草保育園については、ともに周辺地域の商店街といった自営業者の利用が高い地域である。この園については、18 時から 18 時 30 分までの利用率は高く、園長による延長保育ニーズの聞き取りにおいても、ニーズ自体が高かったために延長保育を開始した経緯がある。しかしながら、実際には家庭の事情により、19 時 30 分までよりは 18 時 30 分までの利用、すなわち通常保育までの利用（延長保育サービスを利用しない）のほうが多かった、というのが実情である。したがって、このような園については、延長保育の規模を縮小し、スポット保育（月単位ではなく必要なときだけ延長保育を利用し、利用した回数に応じて延長料金を支払う方法）へ移行するほうが効率性の観点からは望ましい。

現在、職員配置は上記の通り定員を基準にしているが、これでは定員と利用実績の乖離が著しい場合の職員体制の調整が困難となってしまう。これまで見た通り、稼働率が低いものにはそれぞれ原因はあるが、稼働率が低い場

合の職員体制をそのままにせず、職員を延長時間においてより児童数の多い園に異動するなど、流動的な職員体制とする必要がある。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

区立保育園別の延長保育に関する定員数、利用登録者数、利用実績等は、以下の通りである。

保育園名	定員 (A)	利用登録者数 (B)	延利用人数 (C)	一日あたり利用人数 (D)=(C)÷開所日数	稼働率 (D)÷(A)
高円寺北	18	17	2,839	11.54	64.11%
天沼	20	19	3,439	13.98	69.90%
阿佐谷南	22	20	3,533	14.36	65.28%
高円寺南	22	20	3,732	15.17	68.96%
上井草	20	20	3,310	13.46	67.28%
堀ノ内東	20	20	3,005	12.22	61.08%
西荻北	25	24	4,140	16.83	67.32%
高井戸東	20	20	3,645	14.82	74.09%
阿佐谷東	22	19	3,340	13.58	61.71%
上荻	25	25	4,272	17.37	69.46%
井草	20	19	2,391	9.72	48.60%
荻窪北	22	20	1,795	7.30	33.17%
松庵	22	22	2,676	10.88	49.45%
永福南	20	19	3,541	14.39	71.97%
善福寺	20	19	2,654	10.79	53.94%
久我山	22	22	3,335	13.56	61.62%
永福北	22	20	3,746	15.23	69.22%
浜田山	20	20	3,519	14.30	71.52%
下井草	22	16	2,490	10.12	46.01%
荻窪東	20	18	1,893	7.70	38.48%
合計	424	399	63,295	257.30	60.68%

* 開所日数は、土・日、祭日、年末年始を除き、年間246日である。

* 延利用人数には土曜日利用も含まれているが、人数僅少で影響軽微なため、開所日数から土曜日を除外して『一日あたり利用人数』を算定している。

* 利用登録者数については、平成16年4月1日現在のデータに基づいている。

* 表中の単位は、『稼働率』を除き、『人』である。

* 馬橋保育園及び高井戸保育園（指定管理者）は、平成16年4月から延長保育を実施しているため、上表には含まれていない。

この利用状況からわかる通り、延長保育は区立保育園平均一日当たり約13人（＝一日あたり利用人数257.30÷延長保育実施区立保育園20）の利用があり、ニーズは高いといえる。

B 延長保育の開設時間

平成 16 年 4 月 1 日現在、延長保育の時間は、以下のようになっている。

-) 区立 18 時 30 分から 19 時 30 分まで
-) 区立（指定管理者） 18 時 30 分から 20 時 30 分まで
-) 私立
 - ・西荻駅前、阿佐谷、杉並の家 18 時 30 分から 20 時 30 分まで
 - ・頌栄 18 時 00 分から 19 時 00 分まで
 - ・上記以外 通常の開所時間終了後 1 時間
(ほぼ 19 時 30 分頃終了)

上記の通り、概ね 19 時 30 分前後に終了し、20 時を超えて開所している園は、高井戸保育園（指定管理者）と私立の 3 園の計 4 園のみである。

次の表は、保護者が事情により園児を迎えにくることができなかつたために、児童が 19 時 30 分後も保育園に残っていた人数を園別にまとめたものである。すなわち、現状の延長保育時間枠では対応できていない状況を表している。

平成15年度 19時30分以後の在園延べ人数の状況

園名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	園別合計
高円寺北	5	17	17	32	25	46	41	31	35	34	26	25	334
天沼	3	6	7	3	3	4	3	1	8	4	2	10	54
阿佐谷南	3	9	3	4	4	12	14	16	22	12	26	26	151
高円寺南	40	27	36	45	41	62	54	36	57	38	39	46	521
上井草	9	11	10	12	6	10	25	17	24	16	9	17	166
堀ノ内東	22	26	21	20	17	12	27	22	23	26	25	19	260
西荻北	25	24	26	51	30	26	27	21	19	24	31	35	339
高井戸東	17	32	38	34	13	22	22	23	26	18	29	42	316
阿佐谷東	21	32	32	34	22	20	34	19	12	16	30	29	301
上荻	65	63	78	79	45	47	67	43	55	46	53	86	727
井草	0	0	3	0	6	4	2	1	7	13	8	4	48
荻窪北	17	17	17	14	17	11	17	11	16	11	10	15	173
松庵	5	3	20	15	17	17	19	13	26	0	18	33	186
永福南	53	48	55	33	16	19	15	20	19	30	28	53	389
善福寺	13	9	20	23	10	10	12	10	13	11	8	17	156
久我山	11	14	13	15	9	10	8	11	20	24	17	29	181
永福北	19	18	28	17	29	27	42	32	49	33	22	30	346
浜田山	41	69	53	48	35	35	47	53	51	65	86	59	642
下井草	5	14	20	8	4	2	6	13	15	19	33	29	168
荻窪東	0	0	2	1	2	1	3	0	0	0	0	3	12
公立計	374	439	499	488	351	397	485	393	497	440	500	607	5,470

また次の表は、園児の降園時刻で最も遅くなった時刻を月別及び園別に示したものである。（表は監査時点で平成 15 年度の集計作業途中の資料提示を受けており、一部報告記録の抜けているものもある（表中の空白欄））。

平成15年度 各月の最も遅い降園時刻一覧表

園名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	園別 最終	園別 平均
高円寺北	19:45	22:30	19:48	20:05	19:47	19:50	19:47	19:50	19:50	19:53	19:43	20:28	22:30	20:06
天沼	19:40	19:43	19:40	19:35	19:47	19:35	19:35	19:40	19:42	19:40	19:40	19:45	19:47	19:40
阿佐谷南	19:40	20:10	19:50	20:05	19:41	19:58	20:00	19:40	19:40	20:00	19:43	19:50	20:10	19:51
高円寺南	19:55	20:15	21:05	19:55	19:50	20:20	20:00	20:00	19:50	19:50	19:43	20:00	21:05	20:03
上井草	19:50	19:35		20:10	19:58	23:10	19:43	19:45	20:28	19:42	19:40	19:45	23:10	20:09
堀ノ内東	19:45	19:40	19:40	20:05	19:55	19:45	19:50	19:45	19:45	19:45	19:50	19:40	20:05	19:47
西荻北	19:45	19:40	19:50	20:00	19:45	20:05	20:30	20:25	19:45	19:45	19:45	19:55	20:30	19:55
高井戸東	19:44	20:15	19:50	19:50	19:50	20:10	19:50	19:50	20:00	19:47	20:00	19:58	20:15	19:55
阿佐谷東	19:40	19:46	19:55	19:48	20:00	19:45	19:43	19:45	19:50	19:40	19:45	19:45	20:00	19:46
上荻	19:48	20:05	19:55	20:00	20:00	20:18	19:45	19:53	19:50	19:45	19:45	20:00	20:18	19:55
井草	19:30	19:30	19:48	19:30	19:55	19:44	19:48	19:35	19:48	19:40	19:40	19:50	19:55	19:41
荻窪北	20:00	19:50	19:47	19:40	20:00	20:00	19:46	19:55	19:45	19:42	19:45	19:50	20:00	19:50
松庵	19:38	19:37	19:43	19:50	19:45	19:45	19:49	19:40	19:45		19:50	19:55	19:55	19:45
永福南	19:40	19:40	19:50	19:42	19:40	19:47	20:05	19:55	20:25	19:50	20:02	19:52	20:25	19:52
善福寺	19:50	19:42	20:20	19:55	19:55	19:40	20:10	20:00	20:20	19:40	19:45	20:20	20:20	19:58
久我山	19:50	20:15	20:05	19:47	19:35	19:55	20:00	20:05	20:05	19:55	20:30	19:45	20:30	19:58
永福北	19:58	20:17	19:40	19:50	19:45	19:47	19:40	19:45	19:40	19:40	19:38	20:25	20:25	19:50
浜田山	20:07	20:05	19:47	19:55	20:00	19:55	19:57	19:50	19:50	19:50	19:53	19:53	20:07	19:55
下井草	19:56	19:45	19:42	20:00	19:43	19:40	19:42	19:43	19:55	19:45	19:45	20:00	20:00	19:48
荻窪東	19:30	19:30	19:34	19:35	19:32	19:34	19:36	19:30	19:30	19:30	19:30	19:34	19:36	19:32
公立計(最終)	20:07	22:30	21:05	20:10	20:00	23:10	20:30	20:25	20:25	20:00	20:30	20:28	23:10	
公立計(平均)	19:46	19:59	19:53	19:51	19:49	20:02	19:51	19:49	19:53	19:45	19:47	19:55		19:52

このように現状として、年間 5,000 人以上は 19 時 30 分を超えていることから、現在の 19 時 30 分までの延長保育よりさらに 30 分程度の延長保育のニーズがあることが推定される。

この点、認証保育所は 13 時間以上保育と決まっており、おおむね 7:30～20:30 まで開所しており、認可保育園よりも長い開設時間である。

一方、他区比較として、品川区では、区立 7 園と私立 1 園が 22 時まで夜間保育を実施しており、区立 4 園と私立 3 園が 20 時 30 分まで保育を行っている。三鷹市では公設民営の一園であるが、22 時まで開所しているところもある。

もともと杉並区は東京都 23 区の中でもオフィス街（東京、大手町、丸の内等）から最も距離が離れている区の一つであることが、降園時間の遅れの原因となっているとも思われる。

以上より、ニーズの再調査等を実施し、延長保育時間の開設時間を一部の園だけでも私立保育園並みに1時間程度さらに延ばすことも必要である。

C 延長保育実施園数

区の実施計画では今後延長保育は、毎年2園ずつ増加させる予定である。しかし、地域ごとで需要が異なっている場合もあり、杉並区での実態を把握し、効率的な保育サービスを提供するためにも、現在保育園に通園させている保護者を対象に、需要調査を行うことも考えられる。

D スポット保育

突発的な延長保育需要に対するサービスとして他区で実施している「スポット保育」導入も検討する必要があると思われる。入園申込時にも、延長保育希望の有無について簡単なアンケートを行っているが、さらにスポット保育の需要、単価としての希望金額、時間等の項目を設け、実態を把握し、無駄のない保育サービスを提供することが望まれる。

E 成果指標の適切性

現在の成果指標に加えて、延長保育の利用者による満足度調査の結果を掲げる必要がある。

(7) 障害児保育

障害児保育では、障害のある児童を預かり、保育を実施している。

< 監査結果の総括 >

障害児保育事業の利用者も多く、有効に機能しており、とくに指摘する事項はない。

経済性及び効率性の検証

区は、独自に障害児について介助度を定めている。そして介助度に応じた職員等の配置を定め、アルバイトも活用し経済的・効率的な事業実施に努めており、経済性・効率性についてとくに問題はない。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、これについてもとくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

当該事務事業は毎年 70 人前後の利用があり、障害児の保護者が安心して子育てができる環境を整備しているという点で「障害児の援護の充実」の施策に貢献しており、有効に機能しているといえる。

B 成果指標の適切性

現在の成果指標は、「障害児保育入園児童数 ÷ 障害児保育入園申請者数」となっているが、障害児保育サービスを受けた児童の保護者に対して、満足度調査などのアンケートを行い、当該アンケートの点数などを使用することも考えられる。

なお、上記成果指標については、本来 100%となるのが理想であるが、毎年 90%の水準となっている。これは障害児であることが原因ではなく、そもそも保育に欠けるという保育要件を満たしていない申請者が分母に含まれていることが原因である。このような申請者はそもそも分母から除外したほうが、成果を適切に表示できるものと思われる。

(8) 年末保育

年末保育では、日曜日を除く12月29日から30日の午前7時30分から午後6時30分（8ヶ月に満たない児童は午前8時30分から午後5時）まで児童を預かり、保育を実施している。

< 監査結果の総括 >

年末保育事業は、年末における保護者の就労の必要性に対処する手段として有効に機能しており、利用者も多く、とくに指摘する事項はない。

平成 12 年度（導入初年度）全園（44 園）で募集し、39 園にて実施
実施日 12/29（金）、12/30（土）

日付	12 / 27	12 / 28	12 / 29	12 / 30	12 / 31	1 / 1
曜日	水	木	金	土	日	月
保育状況	通常	通常	年末	年末	休園	休園
実施園数			39 園			
利用者			225 人			

各日に分けてのデータがないため、まとめて記載している。

平成 13 年度 6 園にて実施、実施日 12/29（土）のみ

日付	12 / 27	12 / 28	12 / 29	12 / 30	12 / 31	1 / 1
曜日	木	金	土	日	月	火
保育状況	通常	通常	年末	休園	休園	休園
実施園数			6 園			
利用者			59 人			

平成 14 年度 4 園にて実施、実施日 12/30（月）のみ

日付	12 / 27	12 / 28	12 / 29	12 / 30	12 / 31	1 / 1
曜日	金	土	日	月	火	水
保育状況	通常	通常	休園	年末	休園	休園
実施園数				4 園		
利用者				34 人		

平成 15 年度 4 園にて実施、実施日 12/29（月）、12/30（火）

日付	12 / 27	12 / 28	12 / 29	12 / 30	12 / 31	1 / 1
曜日	土	日	月	火	水	木
保育状況	通常	休園	年末	年末	休園	休園
実施園数			4 園	4 園		
利用者			89 人	48 人		

時間は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分（8 ヶ月に満たない児童は午前 8 時 30 分から午後 5 時）

経済性の検証

経済性については、パートの活用等をおこなっており、とくに問題はない。
なお、事務事業評価表中、総事業費に正規職員の人件費が計上されていない。超過勤務分は追加的に発生しており、当該金額が計上されるように事務事業評価表を作成するのが望ましい。

効率性の検証

年末保育では、拠点保育園を定め、当該保育園のエリア内にある近隣保育園の児童も集めて実施している。このため、児童は普段と異なる保育園に通うことになり、これに対する不安の解消および安全面を重視し、必ず児童の知っている職員を1名以上配置している。

そのため効率性について見ると、通常の保育では平均で常勤保育士1人に対して児童は5人程度であるのに比べ、次表のように年末保育は児童が3人～4人と手厚い職員配置になっていることが分かるが、これは必要な対応と思われる。

年末保育の実施状況まとめ

		単位	H12	H13	H14	H15
実施日数	(A)	日	2	1	1	2
延利用児童数	(B)	人	225	59	34	137
常勤	(C)	人	132	36	22	58
うち保育士	(D)	人	73	18	10	34
パート	(E)	人	74	12	8	18
児童対常勤比率	(B)÷(C)	人/人	1.70	1.64	1.55	2.36
児童対保育士比率	((B)÷(D))	人/人	3.08	3.28	3.40	4.03
児童対職員比率	(B)÷{(C)+(E)}	人/人	1.09	1.23	1.13	1.80

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

当該事務事業の利用者数は、暦の関係で大きく左右されるが、平成15年度の利用者数は137人いる。その状況を見るかぎり当該事務事業のニーズは高く、年末における保護者の就労の必要性に対処する手段として、有効に機能しているといえる。

B 成果指標の適切性

当該事務事業の成果指標は事業の成果を適切に表しており、とくに問題はない。

(9) 保育園維持管理

保育園維持管理では、区立保育園の施設・設備の維持管理、保守を一部委託により実施している。

< 監査結果の総括 >

長期間にわたって、施設の維持管理を経済的・効率的に行うためには、保育課において園別修繕計画を立てると同時に、この修繕計画に合わせた基金の積立を行う必要がある。

耐震工事が未済の保育園については、早急に対処する必要である。

経済性及び効率性の検証

施設の維持管理を長期間にわたって経済的・効率的に行っていくためには、適時に適切な修繕を行う必要があり、そのためには修繕計画が必要である。修繕計画について、保育課には過去にその類のものはあったとのことであるが、現在はない。その代わりに、毎年担当者（1人）が、区立保育園全園について全件調査をしている。

建物の老朽化がすでに相当進んでいる状況では全件調査は有効であるが、一方で比較的新しい建物のあることから、今後は園別修繕計画を立てる必要がある。さらにこの修繕計画に合わせた基金の積立も必要である。

なお、当該事務事業における活動指標として在籍児童数を掲げているが、活動量をより適切に表すには、修繕実施件数等も考えられる。

有効性の検証

A 有効性全般（必要な修繕工事を行う体制となっているか）

区立保育園は、昭和30年代に7園、40年代に24園、50年代に12園、61年度に1園が開設されており、老朽化が進んでいるものがある。保育課では施設の維持管理のため、毎年全園を施設担当が巡回し、翌年度に実施する大規模工事のリストを作成し、営繕課に工事の実施を要求している。営繕課では、全庁的に工事の必要性をランク分けし、対応している。

ランク分けは、客観性、公平性およびわかりやすさを考慮して行われており、平成7年10月16日付け「修繕実施計画等作成基準」によって、以下のようにランク分けされている。

評価方法は、（ ）最終施工年からの経過年数による評価、（ ）劣化状況による評価、（ ）第三者の指摘による評価、（ ）重要事項による評価、（ ）主管課優先順位による評価が行われ、以上の各項目での評価値合計によって優先度のランクが決定されている。

Aランク：合計値が80以上の場合

Bランク：合計値が79～61の場合

Cランク：合計値が60～41の場合

Dランク：合計値が40以下の場合

平成15年度に保育課が営繕課に対して要求した工事のうち、Aランク（13件）およびBランク（15件）となったものについては、16年度に工事が実施される予定であることを関係書類により確認した。Cランク3件については、

予定されていない状況であった。以上より、経済性、効率性について上記のような問題はあつたものの、概ね必要な修繕工事は行う体制となつてゐるといえる。

B 耐震工事

耐震診断については、平成 7 年度に区において、平成 9 年度に東京都住宅局において調査を行った。平成 9 年度実施分は、都営住宅に併設されている保育園が対象であつた。これら調査の結果、問題ありとなつた 44 園中 7 園の建物については、順次耐震工事をおこなつてゐる。監査時点において 2 園（高円寺北保育園・上高井戸保育園）の耐震改修工事が未済である。

耐震評定書は各園別にある。当初、耐震診断で問題がある、と評定されたが、その後の耐震改修工事により、耐震性能は要求水準を満たしている旨再評定された任意の 1 園に関する耐震評定書を閲覧することで、杉並区が耐震診断を行っていることを確認した。

この 2 園については区の基本計画の中で、改修・改築が予定されている。高円寺北保育園については、平成 17 年度に移転改修を実施予定である。また、上高井戸保育園については、設備が古いこともあり改築を計画しているが、都営住宅が併設されている関係上、当該保育園を改築するにあつては、東京都住宅局にて診断および工事委託を行うために、東京都住宅局との調整を行う必要がある。早期実施実現の方向へ向けて、現在、杉並区としては努力中ではあるものの、東京都住宅局との調整作業が遅れており、現状では平成 20 年度以降での実施になる見込みである。調整作業を早急に進めることが必要である。

区の他の施設の耐震工事との優先順位の問題もあると思われるが、保育園は一日のうち比較的長時間利用される施設であることから、万一のことも考慮し可能な限り早期改築の実施が必要である。

C 成果指標の適切性

当該事務事業の成果指標は事業の成果を適切に表しており、とくに問題はない。

3 認可外保育施設

(1) 認証保育所

認証保育所は、東京都が定める基準を満たした保育施設で、多様な保育ニーズに応えるために、0歳児保育の実施、13時間以上の開所、サービス内容を記載した重要事項説明書の交付などが義務付けられている。

認証保育所には設置主体、対象児童、定員数の違いによりA型とB型があり、杉並区内には平成16年4月現在、A型が2園、B型が3園、合計5園の認証保育所が開設されている。

< 監査結果の総括 >

認証保育所は、0歳児保育や13時間以上開所などの多様な保育ニーズに対応しており、受託児童数も平成15年度は延べ1,380人いることから、この保育サービスに対するニーズは高い。また、事業の公費負担は一般保育よりも経済的であることから、待機児童解消に向けた有効な事業手法といえる。

ただし、年度の始めには定員に空きがあることから、認証保育所が利用者あるいは潜在的利用者にどのように受け止められ、評価されているのか、早急にアンケートを採る必要がある。

経済性の検証

総事業費のうち主なものは運営者への補助金である。補助金は都の要綱で定められており、区はこの2分の1を負担している。補助金は、定員区分毎の補助金単価に加算額を加えた額に、歳児別の毎月初日在籍児童数を乗じた金額を交付することになっており、在籍児童数が少なければ補助金交付額は少なくなる仕組みである。

「1 保育事業全体について(3)の『サービス・公費負担等比較表』」を見ると、一般保育と認証保育所ではそのサービス内容、基準等が異なっているが、コストは一般保育よりも低い。

同じく「サービス・公費負担等比較表」を見ると、サービス内容が異なるという前提はあるが、受益者負担額は認可保育園と比べて高めの水準である。

効率性の検証

14年度はMOMOの家が開業したばかりで認知度も低かったこともあり若干受託率は低くなっているが、15年度の受託率は約90%、16年度も6月までで約80%と稼働率はかなり高い。定員数は施設の面積等により決まってしまうため効率性は高いと考えられる。ただし、年度初頭の受託率については低めになる傾向があり効率性を高める余地も残っている。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

受託児童数は平成 15 年度で延べ 1,380 人おり、効率性の検証で触れたようにその稼働率も高いことから、保育のニーズに応え、待機児童を解消するという観点からはひとまず有効とすることができる。

しかし、待機児童が多数いる状況では事業の有効性を単に受託児童数の増加と捉えるのは適切ではない。認可保育園に行くことができなかつたために認証保育所を利用している可能性もあるからである。

現に A 型はともかく B 型の月別推移を見ると、年度の始めは定員に空きがあって受託率は低めであり、最初から認証保育所を利用する意思があったかどうかについては疑問がある。

利用者及び潜在的利用者における認証保育所の位置付けがはっきりしないため、まず認証保育所は利用者及び潜在的利用者にどのように受け止められ、どのように評価されているのかについて、早急にアンケートを採るなどして把握しておく必要がある。

B 利用料金

今後の検討課題としては認可保育園との料金体系の整合性があげられる。もちろんサービス内容、施設要件が違うといったことはあるが、同じ保育施設でありながら、認可保育園に比べ認証保育所は利用料金が高めの水準にある。現在の多くの女性の所得を考えると利用料金の高さが社会進出を妨げる要因にもなりかねない。これが認証保育所のマイナス要因になる可能性もある。

この点については、補助金を増やすことによって利用料金を下げることとも考えられる。

C 成果指標の適切性

成果指標については、何をもって成果とするかによって成果指標の適切性は異なる。保育ニーズの受け皿になるという観点からは受託数及び受託率は成果指標として適切であると考えられるが、事業目的に掲げているサービス水準の維持向上と言う観点が盛り込まれていない。サービス水準の維持向上という観点からは利用者の満足度などを成果指標に取り入れることが考えられる。

(2) 保育室

保育施設は、東京都が定める基準を満たした小規模な保育施設で、おもに0歳～2歳未満の乳幼児を保育している。

平成13年度、4所のうち3所が認証保育所に移行し、平成16年4月現在、保育室1所、定員10名となっている。

< 監査結果の総括 >

保育室は平成17年度より認証保育所に移行することが決まっている。移行に際しては、利用者が満足している限り、運営主体に過度な負担とならないように配慮する必要がある。

経済性の検証

総事業費のうち主なものは運営者への補助金である。補助金は都の要綱で定められており、区はこの2分の1を負担している。補助金は認証保育所とほぼ同様に歳児別の毎月初日在籍児童数に定員区分毎の補助金単価を乗じた金額を交付することになっており、在籍児童数が少なければ補助金交付額は少なくなる仕組みである。

単位コスト(1人当たり総事業費)は、事業費には管外保育分が入っているものの受託児童数は管内保育分だけとなっており、14年度は管外保育が急増したため14年度の単位コストが高くなっている。管内保育分だけの単位コストを試算したところ約103千円程度であり、平成12年度、平成13年度とほぼ同水準である。

「サービス・公費負担等比較表」を見ると一般保育や認証保育所と保育室ではそのサービス内容、基準等が異なっているが、保育室のコストは一般保育や認証保育所よりも低い水準にある。

同様に「サービス・公費負担等比較表」をみると、サービス内容が異なるという前提はあるが、受益者負担額は認証保育所、グループ保育と同水準である。

効率性の検証

受託率は例年80%台と高水準にあり、効率性は高いといい。ただし、年度の前半の受託率は低めである。保育室では1歳と2歳しか受託していないため、その後のことを考えると認可保育園に行くことを保護者は考えるからではないかと思われる。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

受託率、受託数を見ると待機児童の解消といった保育ニーズに応えるとの観点からは有効といえると考えられるが、他の認可外保育事業同様、利用者の満足度といった観点からは判断できない。待機児童が多い中では仕方なく預けているケースもありえるため、積極的に利用しているのかつなぎなのか

が見えてこない。参考までに 15 年度の受託者 15 人のうち認可保育園申請者は 11 人いる。また、年度の最初の受託率は低い傾向にあり、必ずしも最初から保育室を利用する意思があったとは考えにくい状況にある。

ただし、区の担当者に聞く限りでは、利用者の満足度は高く、特に苦情は出ていないとのことである。

なお、保育室は平成 17 年度に認証保育所に移行することが決まっている。保育室は都の意向で認証保育所へ移行することが推奨されており、これ自体は問題ではないが、認証保育所になるにあたって実質的に必要のない設備（幼児用トイレなど。2 歳児未満であれば大半はおむつがとれず、トイレトレーニングを考えても補助便座を使えば十分と思われる。）まで作る必要があるなど、運営主体にとって過度に負担になっている可能性がある。これは認証保育所の課題でもあるが、実態にあった基準にすると共に、利用者が満足している限りにおいては運営主体に過度な負担とならないように配慮する必要がある。

B 成果指標の適切性

成果指標としては受託率をあげているが、他の認可外保育事業同様、満足度といった指標が欠けている。需要過多の場合には満足度などの指標を取り入れることが適切であると考える。

(3) 家庭福祉員

家庭福祉員制度は、一定の資格を持ち区長の認定を受けた家庭福祉員が、保護者の就労等により、昼間家庭で保育することのできない乳幼児を預り、家庭的な雰囲気大切にしながら保育するというものである。

< 監査結果の総括 >

家庭福祉員は、公費負担が一般保育、認証保育所よりも少なく経済的であり、また利用者の満足度も高いことから、待機児童解消に向けた有効な事業手法である。ただし、区としては年度の前半の受託率が低くなる原因を把握しておく必要がある。

家庭福祉員は基本的に1人で保育を実施するため児童や保護者との相性に左右される感は否めないが、0歳、1歳、2歳の待機児童解消を考えた場合、保護者に認知されさえすれば有力な解決手法になると考えられ、積極的に家庭福祉員を増やしていく必要がある。

経済性の検証

総事業費のうち主なものは運営者への委託料である。委託料は都の要綱で定められており、区はこの2分の1を負担している。委託料は歳児別の単価に毎月月初の在籍児童数を乗じた金額に期末特別加算及び定員数に応じた施設・共済費を加えた金額を支給している。固定支給額はあるものの児童数に応じて委託料が支給されるため、在籍児童数が少なければ委託料は少なくなる仕組みである。

なお、家庭福祉員からは委託料をあげてほしいとの要望書（平成16年6月）が出ている。

「サービス・公費負担等比較表」を見ると、コストは、一般保育や認証保育所と家庭福祉員ではそのサービス内容、基準等が異なっているが、一般保育、認証保育所よりも低い水準にある。

同様に、「サービス・公費負担等比較表」を見ると、サービス内容が異なるという前提はあるが、家庭福祉員の利用者の負担額は認証保育所、グループ保育と比べて低めである。受益者負担額は区で定めているが、これは他の区の家庭福祉員との整合性を意識した設定である。多様な保育サービスを利用者の側から選択してもらうという観点からは、他の保育事業との整合性を考慮する必要がある。

効率性の検証

受託率は概ね70%台で推移しており、効率的といえる。ただし、年度の前半の受託率は低めになる傾向にある。この原因ははっきりしていないが、他の認可外施設と同様、最初から認可外施設に預けることを意図していない可能性がある。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

受託数や受託率を検証したところ、待機児童の解消という観点からは当該事務事業は有効である。また利用者の満足度については区においてアンケートを実施しており、満足度は高いとの結果が出ており、この観点からも家庭福祉員の有効性は高いと言える。ただし、効率性のところで触れたように、年度の前半の受託率は低くなる傾向にあることから保育施設を探す際に利用者の選択肢として最初から考慮されていたのかどうかは疑問の余地がある。区としては原因を把握しておく必要がある。

家庭福祉員は基本的に 1 人で保育を実施するため、児童との相性、保護者との相性に左右される感は否めない。

また、1 人で保育することのストレスや自宅を提供することへの抵抗感から、なり手が少ないことも課題である。

このような課題はあるが、0 歳、1 歳、2 歳の待機児童解消を考えた場合、事業コストが低いことから、保護者に認知されさえすれば有力な解決手法になると考えられ、積極的に家庭福祉員を増やしていく必要がある。

B 成果指標の適切性

成果指標については、何をもって成果とするかによって成果指標の適切性は異なると考える。保育の選択肢のひとつとして選択されるという観点からは受託数及び受託率は成果指標として適切であると考えられる。しかし、待機児童が多い中では委託先は限られていることから、単に受託数、受託率のみを成果指標とするのではなく、利用者の満足度といったものを成果指標とすることも考えられる。

(4) グループ保育

グループ保育は、区が整備した保育施設を区の委託を受けた保育者グループが運営し、保育をおこなうというものである。

保育士・教員などの資格を有する区民のグループが運営しているというのが特色である。

< 監査結果の総括 >

受託率も 95% と高く、公費負担も最も少なくすむ事業ではあるが、グループ保育の設立、運営は人的ネットワークによるところが大きくグループ保育室数を大幅に増加させることは考えにくい。積極的に数を増やすよりも、現状通り自発的にグループ化されたものを区が支援する形が望ましいと考えられる。

経済性の検証

総事業費のうち主なものは運営者への委託料である。運営者への委託料は家庭福祉員制度を参考に区の要綱で定めたものであるため、委託料は区の政策で変えることができる。委託料は基本委託料 525 千円と児童委託料（月初在籍児童数×単価）が交付されている。

「サービス・公費負担等比較表」を見ると、コストは一般保育や認証保育所とグループ保育ではそのサービス内容、基準等が異なっているが、一般保育、認証保育所等とくらべて最も低い水準にある。

同様に「サービス・公費負担等比較表」を見ると、サービス内容が異なるという前提はあるが、グループ保育の受益者負担額は、一般保育よりも高く、認証保育所とは同水準である。

効率性の検証

施設利用の効率性からいえば、開業当初は認知度が低かったことから受託率は低めであったが、軌道に乗ってきた 14 年度後半からは定員限度まで受託しており、施設利用の効率性は高いといえる。ただし、他の事業と同様、若干だが年度の始めの受託率は低くなる傾向にある。

開業当初は不慣れなことから児童 2 人につき保育士 1 人を配置していたこともあり、作業効率は高いとはいえなかったが、最近は認証保育所の配置基準に近づけるなどの改善が見られる。十分な保育ができる範囲において効率化することは必要である。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

受託率は 13 年度に比べ 14 年度は増加しており、これは、グループ保育が認知されてきたことが原因といえる。

15年度の受託率も95%を超えており、待機児童を解消するといった保育ニーズの受け皿として機能するという観点からは有効といえるが、他の認可外保育事業同様、利用者の満足度といった点を考慮しなければ実際の有効性は判断できない。待機児童が多い中では仕方なく預けているケースもありえるため、満足しているのかつなぎなのかが見えてこない。現に効率性の検証で触れたように年度の始めには若干だが受託率が低い傾向にある。

グループ保育の設立、運営にあたっては人的ネットワークによるところが大きくグループ保育室数を大幅に増加させることは考えにくい。また、区の担当者によれば、乳幼児の保育や保護者対応など保育全般について指導すべきこともあるとのことである。積極的に数を増やすよりも、現状通り自発的にグループ化されたものを区が支援する形が望ましいと考えられる。

また、保育全体の話にもなるが、現在の施設に満足していても3歳以降の保育を考えると空きがあれば認可保育園へ転園したいと考えている利用者も多く、今後の課題である。

B 成果指標の適切性

成果指標については、何をもちて成果とするかによって成果指標の適切性は異なると考える。保育の選択肢のひとつとして選択されるという観点からは受託数及び受託率は成果指標として適切であると考えられる。しかし、待機児童が多い中では委託先は限られていることから、単に受託数、受託率のみを成果指標とするのではなく、利用者の満足度といったものを成果指標とすることも考えられる。

4 保育支援サービス

(1) 緊急一時保育

緊急一時保育とは、保護者が病気や出産などで一時的に子どもの保育ができなくなったときに、区立保育園（定員各園1人）で保育するサービスである。通常、家庭内保育をしている住民へのサービスといえる。

< 監査結果の総括 >

緊急一時保育事業は、保護者の病気等突発的な事態に対応する保育事業であり、現状ではこのような事態に対し、常時対応しうる体制を整備していると判断される。また事業の利用者も多く、とくに指摘する事項はない。

経済性の検証

緊急一時保育の総事業費のうち約9割が人件費であり、通常の勤務体制内で対応しており、特に問題はないと言える。また、変動的にかかるコストとしては、賄い費である。賄い費に関しては、利用者から1食200円を徴収し、できるだけ一般保育の児童と一緒に調理するなど無駄が発生しないように留意しており、特に指摘する事項はない。

効率性の検証

「平成15年度 杉並区事務事業評価表」の「事業に対する住民の意見」欄においては、「杉並区民でなくても対応してほしい。」との記載があった。

緊急一時保育サービスという性質に鑑みると、一定の利用条件を設けつつも、近隣の区からの受入を検討することも効率的な運営という視点からは考えられる（任意の保育園から半径1km以内にある他区民に対しては、杉並区民よりも高い値段を設定して利用可能にするなど）。ただし、当然ながらこの場合、杉並区の隣接区と保育サービスの相互利用ということで、他区との調整や、そもそも杉並区民の利用が損なわれることがないような配慮も必要である。

現状では、対応可能な児童は各園1人までという状況とのことであるが、ニーズが高まっていることを考えると受入児童数の拡大も検討の余地がある。

次の表は平成13年度から平成15年度までの緊急一時保育利用実績である。これによると、緊急一時保育の毎年の利用が、約50人から約80人の間にある。病気等突発的な事態に備えるものであるから、利用人数の見込みを立てることは難しいが、受入児童数拡大検討の際には、過去の実績を考慮することも必要である。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

緊急一時保育実績

		13年度		14年度		15年度	
		人数	延日数	人数	延日数	人数	延日数
1	杉 並	3	41	1	9	1	6
2	堀 ノ内	3	33			1	3
3	井 荻	2	21	1	9		
4	上高井戸	1	14	1	4	1	3
5	中 瀨	2	10	1	10	3	21
6	下高井戸	1	10	3	20	1	14
7	高井戸	4	71	2	26		
8	西 田	1	18	1	11	1	3
9	大 宮前	1	10	2	19	1	24
10	馬 橋	3	18	1	6	1	40
11	荻 窪	2	16	1	16		
12	四 宮			3	73	1	38
13	高円寺北	1	6	2	20	3	37
14	天 沼	2	23	1	16	1	52
15	和 泉	2	25	2	35	2	6
16	阿佐谷南	1	9	4	72	1	16
17	大 宮	2	21	1	11		
18	高円寺南			2	67		
19	上 井草	3	44	2	29	2	20
20	成 田	1	21			1	33
21	本 天沼	1	11	2	34	4	37
22	宮 前			1	8	5	69
23	堀 ノ内東	5	84	3	20	2	11
24	久我山東	2	15	2	21	1	8
25	荻 窪南	3	29	1	18	1	8
26	西 荻北	1	30	2	11	2	24
27	高井戸東	4	39	1	19		
28	阿佐谷東	2	32	4	39		
29	上 荻	1	5	1	10	2	29
30	井 草	3	51	1	5	2	19
31	松 ノ木	2	26	2	25		
32	荻 窪北	2	11			3	22
33	阿佐谷北	2	34			1	71
34	松 庵			3	39		
35	永 福南	2	36	1	17	1	13
36	善 福寺			1	5		
37	久我山	2	16	2	11	2	12
38	和 田	1	17	2	18		
39	永 福北	3	54				
40	浜 田山	3	36	3	35	2	11
41	高円寺東			1	5		
42	今 川	2	47	2	34	2	37
43	下 井草			2	6	1	9
44	荻 窪東	1	5	2	16	1	8
	合計	77	989	70	849	53	704

有効性の検証

A 有効性全般

当該事務事業では、通常家庭内保育をしている保護者が病気や出産などで一時的にはあるが、子どもの保育ができなくなったときのサービスであり、その緊急度や利用状況を見ても、「地域子育て支援の充実」の施策に貢献しており、有効に機能しているといえる。

B 成果指標の適切性

成果指標に「受託率（緊急一時保育延受託日数÷過去 5 年間の平均受託日数）」を掲げているが、これは過去 5 年間の平均受託日数が影響する。過去の受託日数と当期の事務事業の成果との関連について、合理的な論拠は見出せない。

緊急一時保育においては、母親等が出産や病気等で緊急入院となった場合に、いかに確実に児童を保育できる状況にもっていくかが重要である。

そこで、利用者の視点からの成果指標として、利用申請者がどの程度緊急一時保育により対応されたか（利用者÷利用申込者）を成果指標とすることを検討すべきであると考え。平成 15 年度の利用率は 5.4%（定員 1 名×44 園数×開園日（約 294 日）=12,936 日。受託実績日数 704 日÷12,936 日=5.4%）であり、まだまだ余裕があることから、ほぼ利用申請者は、場所を選ばなければほぼ 100%利用できるはずである。

区は実際にデータを取っているわけではないが、これまでもほぼ 100%対応してきたとのことである。普段は家庭内保育で対応していて、母親の緊急入院や出産などで急遽、保育に欠ける状態が発生した場合であっても、緊急一時保育により 100%カバーでき、また区もそのように対応しているということを PR することは子育てに関して区民の安心感を与え、事業の有効性を高めるためにも重要である。

(2) 一時保育

一時保育とは、家庭内保育をしている保護者が、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで、一時的に子どもを預けて用事を済ませたいときに、区内5か所の保育園内にある「子育てサポートセンター」が、1時間単位で子どもを保育するサービスである。

< 監査結果の総括 >

一時保育の利用状況は急増している。一時保育の充実は、家庭内保育を行っている保護者の育児に伴うストレス等を緩和し、児童虐待や保育放棄の防止に役立つと思われ、今後さらに実施園を拡充することが望まれる。

経済性の検証

総事業費の約8割程度(平成13年度、平成14年度)が、非常勤職員に関する人件費であり、非常勤職員の活用により経済的に行っているといえる。また、一時保育の料金は1時間当たり500円である。ここで、関東圏のベビー・シッター平均時給が880円(Internet検索による調査結果)であることに鑑みると、区民にとって割安な負担であると思われる。

効率性の検証

平成14年度は、計10,045時間(5園×7時間×定員1名(15年2月から2名)×246日)の利用可能体制をとり、2,721時間の利用であった(当該利用時間は、1時間500円の徴収一時保育料から逆算している。)。平成14年度の利用率は27%である。

平成15年度は、計20,720時間(5園×7時間×定員2名×296日)の利用可能体制をとり、10,194時間の利用があった(当該利用時間は、平成15年度時間別一時保育利用児童数から算定している。)。平成15年度の利用率は、49.2%である。

なお、利用者からのニーズは増大している状況にあり、利用回数の制限を平成14年度末頃に月1回までを月2回までとし、さらに平成15年度の中から、月4回に変更した。また、平成15年度からは土曜日の開設も行ったという経緯がある。

平成15年度の利用実績が50%ちかきことを考えると、定員が2名では定員一杯のため利用できない場合があることが懸念される。

この点につき潜在需要が増大していることから、定員3名にすることも考えられる。しかし、この場合、施設というハード面の問題と、職員体制が問題となってくる。

一時保育で預かる児童は、毎日通園している児童と今まで交流がないのが通常である。したがって、一時保育実施場所(子育てサポートセンターの設置されている保育園)では、一時保育で預かる児童を、毎日通園している児童とは別の場所において保育を実施している。このスペースについては、現場視察を行った一ヶ所に限るならば、2名程度が限度であった。一時的に児童を他の児童と同じ場所で保育させることも考えられるが、一時保育で預かる児童の心理面等を勘案すると、一時保育専用のスペースを設置しておく必

要がある。よって、一時保育の定員増加には、一時保育専用のスペースの増大という点が解決される必要がある。

また、現在、一時保育サービスは、子育てサポートセンターに勤務する職員、主に再雇用嘱託職員によって運営されている。一時保育の定員を増加した場合は、当該職員等に追加的な負担を依頼するか、または増配を検討することになる。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

一時保育で預かった児童数は、平成 13 年度は 310 人、平成 14 年度は 583 人、平成 15 年度は 1,485 人と急増している。さらに実際に利用しなくても、身近にこのような保育サービスがあるというだけで、家庭内保育を行っている保護者の精神的な支えとなり育児に伴うストレス等は緩和され、児童虐待や保育放棄の防止に役立つと思われる。このように一時保育事業は、「地域子育て支援の充実」の施策に貢献し有効に機能しているといえ、さらに実施園の拡充が望まれる。

B 成果指標の適切性

当該サービスを利用した保護者（または児童）に、満足度調査といったアンケートを実施し、その点数を指標に設定することも考えられる。

(3) 子育てサポート事業

子育てサポート事業とは、全区立保育園や子育てサポートセンターにおいておこなっている、電話や来所による子育て相談（子育て相談事業）、育児に関する講座の開催（子育て啓発活動）、親子による保育園での保育体験（ふれあい保育）などのサービスである。

< 監査結果の総括 >

子育てサポート事業のニーズは高いといえるが、およそ未就学児のいる世帯の10人に1人に満たない程度の利用割合であることから、どの程度区民に周知されているか、調査する必要がある。

経済性・効率性の検証

担当職員数も減らしている中で（平成12年度は正規職員1.39人、非常勤職員10.55人から平成14年度は同0.31人、3.40人）、活動量は増えており、年々経済的、効率的になってきている。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

育児相談件数は、毎年1,000件を越えておりニーズは高いといえるが、およそ10人に1人に満たない程度の利用割合（0歳児から5歳児の住民基本台帳人数は19,600人いることから推算）であることから、どの程度区民に周知されているか、調査する必要がある。

B 成果指標の適切性

子育て支援事業には、子育て相談事業、子育て啓発活動、ふれあい保育の3つの内容が含まれている。成果指標には、ふれあい保育の指標しか設定されていないが、他の事業活動についても指標を設定すべきである。

また、成果指標に「体験（ふれあい）保育利用率（（体験保育件数＋ふれあい保育件数）÷過去5年間の平均体験保育件数）」を掲げているが、これは過去5年間の平均体験保育件数が影響する。過去の実施件数と当期の事務事業の成果との関連について、合理的な論拠は見出せない。成果指標には直接満足度を示す指標を設定する必要がある。

この点、ふれあい保育や子育て啓発事業（講習会・講演会）に関して、アンケートを実施している。当該アンケートを閲覧したが、感想を自由に記載する形式であり、ニーズを吸い上げるには有効と考える。これをさらに精緻化させ、当該サービスに関する満足度について複数の質問を設定し、各項目5段階評価で点数化し、この総合計点数を成果指標に設定することが考えられる。

(4) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、子どもを持つ区民が仕事と育児を両立させて安心して働くことができるよう、地域において育児の援助を提供するものと援助を受ける者が相互援助活動を行うための会員組織である。

会員には利用会員と協力会員があり、利用会員のニーズに協力会員が応えるという形をとる。アドバイザーがサポート内容を利用会員に伺い協力会員を紹介する。なお、ファミリー・サポート・センターの活動は利用会員の育児を補うためのサポートであることから、軽易でかつ短期的、補助的なもの（送り迎えやその後の一時預かり等）に限られ、利用料金は平日 1 時間 800 円、土日等は 1 時間 1,000 円である。

< 監査結果の総括 >

利用会員の需要に対して協力会員の数が不足している現状からみて、ファミリー・サポート・センター事業については実際に活動可能な協力会員を増やす必要がある。

経済性の検証

事業費のほぼすべてが委託費であり、委託費は委託先の見積をもとに決定されるが、概ね都の補助金要綱に沿った金額になっており、また委託先にヒアリングしたところ、現状の委託費でまかなえているという回答であった。

また、受益者負担額についての適正水準は不明であるが、利用料金は会則では決まっているものの運用上はこの金額は上限という感覚であり、利用会員の経済状況により減額しているのが実態である。また、利用料金の対象時間は実際の活動時間のみである。準備時間や待ち時間等は考慮されないため、こういった時間を考慮すると、利用料金は非常に少額でありほとんど協力会員のボランティアに近い状態ということもあり、経済性は高い。

効率性の検証

アドバイザーは現在 3 名であり、いずれも非常勤で月の活動日数は 16 日ほどである。アドバイザーの業務は利用会員と協力会員とを引き合わせたり、講習会を開催したりというものである。現在の非常勤職員 3 名の体制では、これ以上の人員の効率性を求めるのは難しいと思われる。

また、平成 15 年度における利用会員のひと月当たりの利用回数は約 600 回、協力会員は約 300 人であることから協力会員 1 人当たりの活動回数は月 2 回ほどということになる。現状では協力会員の数が足りていないため、協力会員一人当たりの活動回数を増やすことによって効率性を高め協力会員の人数不足を補うといったことが考えられる。しかし、実際には協力会員のうち活動可能時間や利用会員のニーズに応えられる条件を考慮すると、常時活動しているのは会員登録数の半数程度であり、一人当たりの活動回数を上げるにも限界がある。また、利用会員 1 人につき協力会員は 1 人と定めているため、協力会員の活動は制限されている。これは、利用会員の対象児童にとって協力会員が頻繁に変わることは望ましくないことやセキュリティ上の問題からこのようにしている。セキュリティ対応や協力会員の継続性は必要なことと

考えられ、こういった観点からも協力会員一人当たりの活動回数を増やすことは困難な状況にある。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

利用会員数は増えつづけており、協力会員数が足りていないとのことである。事業開始当初は利用会員のニーズとサポート内容とのギャップに不満をもつ利用会員も多かったようであるが、現在はサポート内容の範囲もだいぶ理解されてきており、満足度は高いと考えられる。このように利用状況、満足度の高さの状況から判断すると、当該事務事業は、「地域子育て支援の充実」の施策に貢献し、有効に機能しているといえる。

ただし、過去の利用実績から見ると最も利用の多いのは保育園・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かりであることから、延長保育等が充実すれば需要が減る可能性もある。また、利用会員から障害児のサポートが要請されることもあり、協力会員のサポート能力向上といった課題もあげられる。（現在、フォローアップ研修を開催することによって能力向上を支援している。）

B 成果指標の適切性

成果指標については、「稼働率（活動回数÷会員数）」と「利用率（会員数÷保育園在籍児童数）」を掲げているが、ファミリー・サポート・センターの主たる役割として、利用会員と協力会員を引き合わせることを念頭に置かならば、現在活動指標として掲げられている会員数や活動回数を成果指標としても掲げることが考えられる。

(5) 病後児保育

病後児保育とは、保育施設及び幼稚園に在籍している乳幼児が、病気の回復期にあって集団保育が困難な期間を、施設で一時的に預ることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援すると共に、乳幼児の健全な育成に寄与するというものである。

平成16年4月現在、実施施設は河北総合病院のみであり、利用人数は1日4人までとなっている。原則として事前に登録し、前日までの利用予約が必要である。

< 監査結果の総括 >

病後児保育という性質上、事業の必要性はあるが利用者は少ない。区は当該事務事業の認知度を高めるとともに、利用者が少ない理由を調査する必要がある。

経済性の検証

事業費のうちほとんどが委託料であり委託料の額は都の要綱で決められている。また、受益者負担額についても都の要綱に2,000円程度とあるため、区の要綱でもそれによっている。

ただし、病院側からは当該事業の採算性は決して良くはなく委託料の額を増やしてほしいといった要望が出ている。

効率性の検証

対象である保育園、幼稚園の児童数が1万人を超えているが、登録者数は15年度で419人と少ない。

また、利用回数は15年度で延べ295人であり、延利用可能数に対する利用率は約25%程度と決して高くはない。これは、区内に1箇所しか施設がないこと、病後に該当する事例があまり多くないこと、頻度が高くないことから祖父母などが面倒見ることが可能なことなどが主な原因と考えられる。

なお、当該事務事業における活動指標は活動量を適切に表しており、とくに問題はない。

有効性の検証

A 有効性全般

登録者数、利用者数とも14年度より15年度は増加しているが、登録者数、利用者数とも絶対数としてはそれほど多くはない。しかし、病後児は保育園に行くことができないため、祖父母がそばにいる場合やその期間会社を休むことができるなど特殊な状況でない限り、利用者は預け先がないことになる。感冒などの流行時には空きがなくて困っているとの話もあり、事業のニーズは高い。

また、「保育園サービス第三者評価事業試行調査報告書」においては「今後充実してほしい事業」で最も希望の多い事業となっていることから、需要の高い事業であったはずである。需要が高かったにもかかわらず利用が少ないことの要因は定かではないが、認知度が低い、事前登録および利用予約必

要で手間がかかる、期待していた内容と実際のサービス内容が異なるなどの原因が考えられる。いずれにしても区としてはこの内容を調査する必要があり、可能な範囲で需要に合ったサービスを提供する必要がある。

病後児保育は需要に波があることから基本的には利用が少なくても需要が集中することも多いという特性があるためその対策は難しく、必要があれば基準や要綱の見直しも検討することが望ましい。

なお、要綱での人員配置基準の制約から、利用者数が少ない現状では、病後児がない場合には病院の他の仕事に職員を回す余地が多く人繰りに融通がきくことや、医者がそばにいることの安心感があることから病後児保育の実施施設として総合病院は適していると考えられる。

B 成果指標の適切性

成果指標としては定員に対する利用率のみを上げているが、「保育園サービス第三者評価事業試行調査報告書」で最も今後充実して欲しい事業とされながらも利用率は高くないことから、満足度といった指標を取り入れることも考えられる。

5 多様化する保育サービスのニーズに対応する今後の区の役割について

これまで見てきた通り、区内の約 2 万人の未就学児に対して、区は認可保育園、認可外保育園、保育支援サービス等さまざまな保育サービスを行っている。

このような保育サービスに対するニーズは、少子化の流れの中で益々重視されてくるとともに、生活スタイルの変化につれて多様化してくると思われる。こうした中で、区は「五つ星プラン（素案）」の「子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために」の成果指標及びその目標値として待機児童ゼロを掲げている。

待機児童を解消するためには、働きたいという保護者の就労の機会をすべて確保するだけでなく、子どもを保育園に預けたいために他の自治体から転入してくる住民にも対応する必要があることから、相当のコストがかかることが予想される。

一方で財源には限度がありその中で如何に対応するかといったことや、そもそも家庭内保育や幼稚園を利用しており保育園サービスを受けない児童は 0 歳児から 5 歳児までのうち 75% もいるということを見るとこのような世帯への支援や対策も区としては必要である。

このような状況から、区の役割は、可能な限りのコスト削減や受益者負担額の見直しにより財源を新たに確保するとともに、保育事業の新たな担い手として民間の力を活用して事業を効率的に展開することにより、待機児童の解消を図りつつ、家庭内保育支援の充実を図ることにあると考える。具体的には次の通りである。

（１） 区立保育園のコスト削減と効率化

区立保育園のコスト削減と効率化を図るために、以下の検討が必要である。

最大のコストである人件費の効率化を図るために、過配をなくすなど職員配置の見直しが必要である。

保育士、用務員についてさらなるパート活用を検討する必要がある。

給食の委託化の検討が必要である。

（２） 受益者負担の見直し

認可保育園の受益者負担は、国基準と比べ低く設定されている。この国基準の保育料との差は年間数億円に上ると見込まれる。本当に措置の必要なケースももちろんあるが、例えば区の平均所得水準以上の利用者に対してまで保育料を安価に設定する必要があるのか、検討する必要がある。

現在の社会環境は、戦後の厳しい生活環境における福祉政策の一環として保育に欠ける児童を措置していた当時と比べ、相当変化している。仮に国基準との差の半分もの財源があればかなりの保育サービスが実施できることから、認可保育園の受益者負担額の見直しを検討する必要がある。

(3) 民間の活用

経済的な保育事業の実施のために、区直営の保育園ばかりではなく民間の力を活用し、指定管理者制度やグループ保育などの公設民営化、認証保育所や家庭福祉員などの認可外サービスの拡充が必要と思われる。その結果、同じ財政負担の中でも多くの事業を展開でき、さらなる事業の効果を期待できる。

また、区内の保育士等や教員の資格・経験を有する人材を活用し、ボランティアやその他何らかの形で保育事業を支援してもらう手法を検討する必要がある。

(4) 保育サービスを競い合うための土俵の整備

保育ニーズの多様化に伴い、保育サービスの担い手も増えてきているが、保育園サービスについて見ると、認可保育園と認可外保育園との間の受益者負担の差など、必ずしも保育サービスを競い合う土俵は整備されているとはいえない面がある。

様々な保育サービスの担い手が保育サービスを競い合うためには、各保育サービスの位置付けや棲み分けについて、区は区民に対して明確にしていく必要がある。

(5) 待機児童の解消

(1)から(4)により、財源を確保することで受け皿となる新たな保育サービスの担い手や施設を増やすことができると思われる。これにより待機児童の解消が期待できるだけでなく、サービスの競争が生まれると思われる。

特に区立認可保育園の職員配置を見直し、0歳児・産休明け保育を拡大し、年度途中の待機児童解消を図ることは、早急に必要と考える。

(6) 未就学児のいる世帯のニーズ把握のためのアンケートの実施

顕在化している待機児童の対策のみではなく、潜在的な待機児童への対策としても、多様化するニーズを正確に汲み取り、保育サービス全体でニーズに対応していくために、0歳(もしくは母子手帳の交付を受けた世帯)から小学校入学前の児童のいる世帯全てに対してアンケート(保育サービスの周知度、利用経験、利用したときの満足度、利用しない理由など)を採る必要がある。

これは、とくに保育園等に預けず家庭内保育を行っている大多数の保護者(0歳から2歳のうち8割近くが家庭内保育である)に対して区の実施している事業をPRする良い機会になるのと同時に、緊急保育や一時保育の利用方法、育児に関する不安や悩みをどこに相談すればよいかなど、事業の具体的な利用方法の周知に貢献すると思われる。

(7) 第三者による継続した評価の必要性

保育サービスは、少子化対策の重要な施策であるとともに、毎年一般会計歳出決算における総事業費の1割弱を占めている。この保育サービスが

効率的に行われ、待機児童解消などの課題に対応していくことは区政にとっても大切な課題である。そこで、この保育サービスが効果的に執行されていることを検証するために、第三者による継続した評価が必要と考える。

以上